

新市まちづくり計画

平成29年8月

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」
に関する任意協議会

策定にあたって

小田原市と南足柄市は、少子高齢化や人口減少が進行しており、今後更に厳しい将来状況が予測されています。そしてその事に伴い財政状況の悪化が懸念されていることから、抜本的な行財政基盤の強化がなされなければ、これまでどおり県西地域における中心的な役割を担う以前に、現在の行政サービス水準を維持することすら困難になるとの認識を共有しています。

そのため小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会では、行財政基盤を強化するための最も有力な方策として、両市が合併するとした場合を想定し検討を進めてきました。具体的には、両市のすべての行政事務事業について、合併した場合にはどのように取り組むべきか、一つ一つ見直しを行いました。その検討を通じて、合併により一定の行財政基盤の強化が可能であることが確認されるとともに、両市の行政サービスが一体となることで市民生活にさまざまな変化が及ぶこと、また、一体となった市として、地域特性やこれまでの積み重ねを踏まえた新たなまちづくりの方向性が現れてきました。その方向性を立体的にイメージしてもらえよう、並行して集めた市民意向を取り入れた、新市のまちづくりの構想としてこの計画を示します。

合併が決定していない現時点において、この計画は効力を持ちませんが、合併に向けた方向性が定まった場合には、両市間で尊重されるべき指針となります。両市民の皆様にはこれを材料として、合併を現実的な課題として捉え、議論が深められていくことを期待しています。

目 次

第1章 計画の位置付け	1
1 趣旨	
2 2市の概況	
3 計画の枠組み	
第2章 新市の基本方針	16
1 両市のまちづくりの継承と融合	
2 まちづくりの方向性	
3 まちづくりの方向性に基づく政策分野別の取組	
第3章 新市の重点的な取組	29
1 新市の重点的施策	
2 南足柄地域のまちづくり	
第4章 新市における県事業の促進	35
1 神奈川県に期待する役割	
2 県事業の促進	
3 新市において県に期待する主な事業	
第5章 新市における公共施設の配置の考え方	38
第6章 新市の財政推計	39
1 合併による効果の考え方	
2 新市の財政推計	
第7章 新市のまちづくりの推進にあたって	43
1 一体化の推進、均衡ある発展	
2 新市ならではの取組の検討	
第8章 中核市への移行	44
1 中核市制度	
第9章 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制	45
1 新たな広域連携体制	

第1章 計画の位置付け

1 趣旨

この計画は、少子高齢化や人口減少を受けた両市が、財政状況の悪化という現状を共通の課題として認識する中で、合併による行財政効果により持続可能性を高めることが課題解決へ向けた最適な取組であるという考えに立ち、地域の特性を最大限に生かすことを前提に、新市が取り組むべきまちづくりの方向性を示すものです。

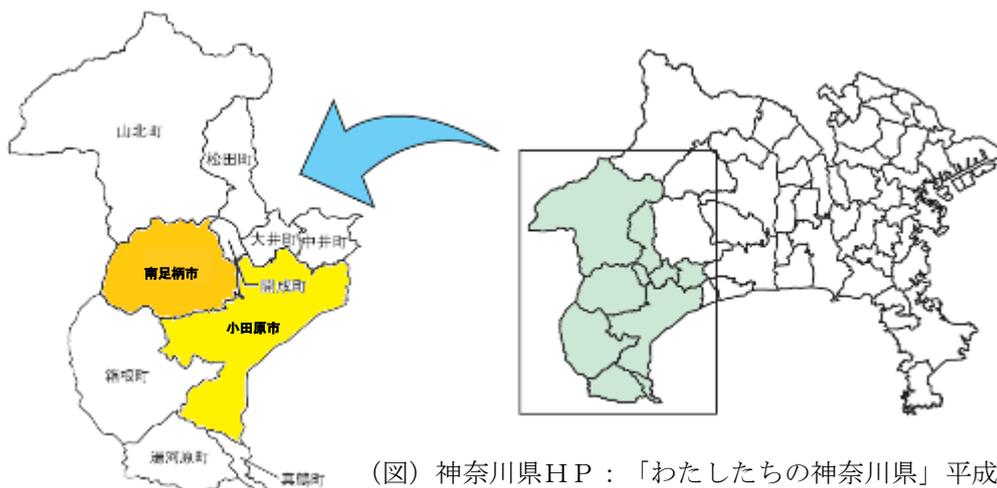
そして今後、法定協議に移行した際には、法定協議会において策定される合併市町村基本計画の基とすることを想定しています。

2 2市の概況

(1) 位置・地勢

小田原市、南足柄市は神奈川県南西部、東京都心から約80kmに位置しており、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町と静岡県小山町に接しています。

両市の西部は箱根連山につながる山地、北部は足柄峠、矢倉岳にのびる足柄山塊、南東部は曾我丘陵と呼ばれる丘陵地帯で、中央には酒匂川とその支流である狩川が流れて足柄平野を形成し、南部は相模湾に面しています。



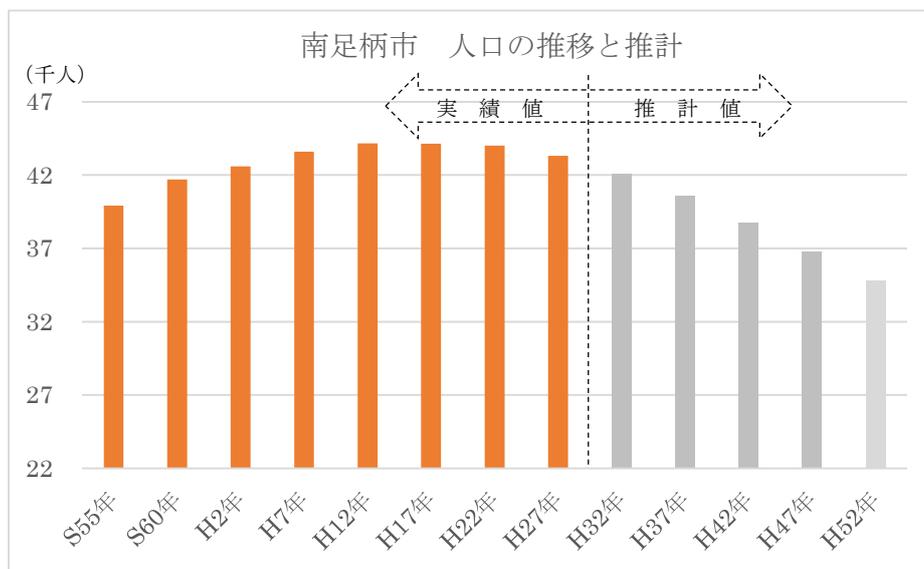
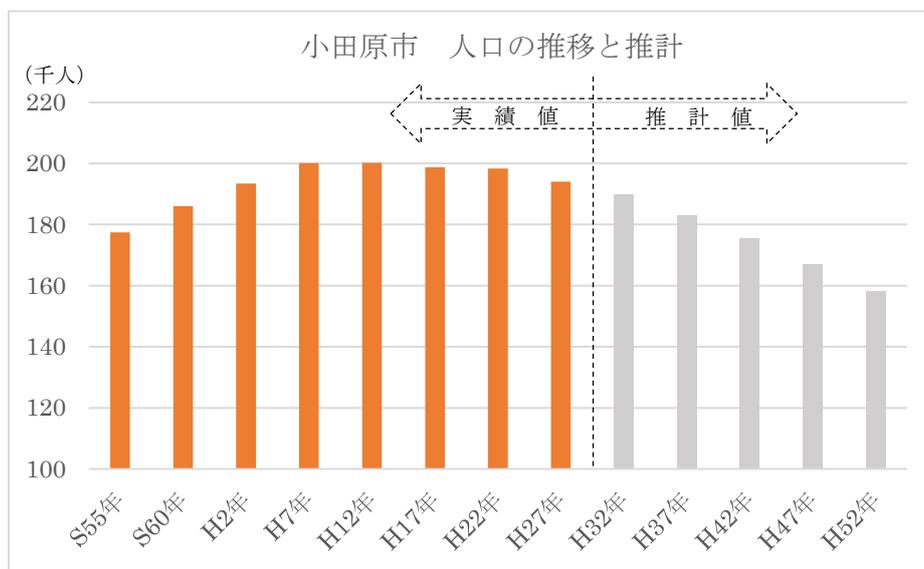
(図) 神奈川県HP：「わたしたちの神奈川県」平成28年版より

(2) 人口の推移と推計

両市ともに人口総数は近年減少傾向にあり、今後も減少することが予測されています。

小田原市 193,313人 79,872世帯 (H28.10.1現在)

南足柄市 42,873人 16,266世帯 (H28.10.1現在)

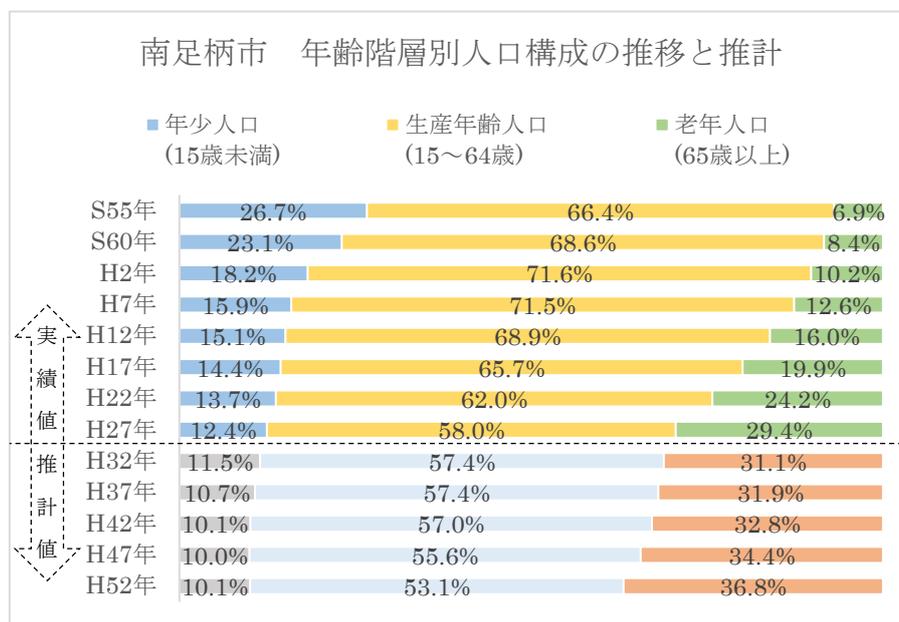
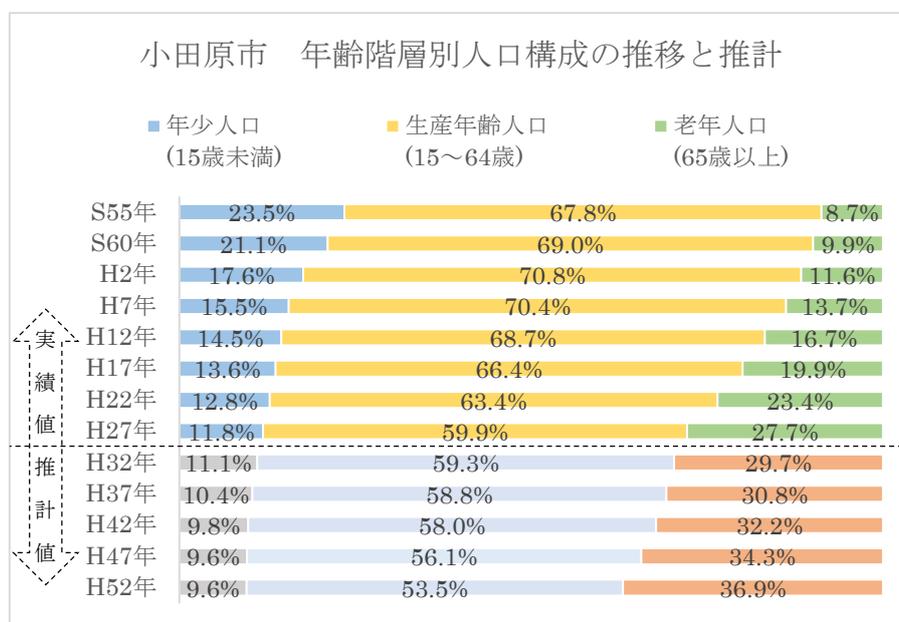


資料：平成27年度版小田原市統計要覧・平成27年度南足柄市統計書・平成27年国勢調査

資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

(3) 年齢階層別人口構成の推移と推計

両市ともに、15歳未満の人口は減少している一方、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。推計においてもこの傾向は続く予測となっています。



資料：平成27年度版小田原市統計要覧・平成27年度南足柄市統計書・平成27年国勢調査

※割合は、単位未満の数字を四捨五入しているため、総数に一致しない場合があります。

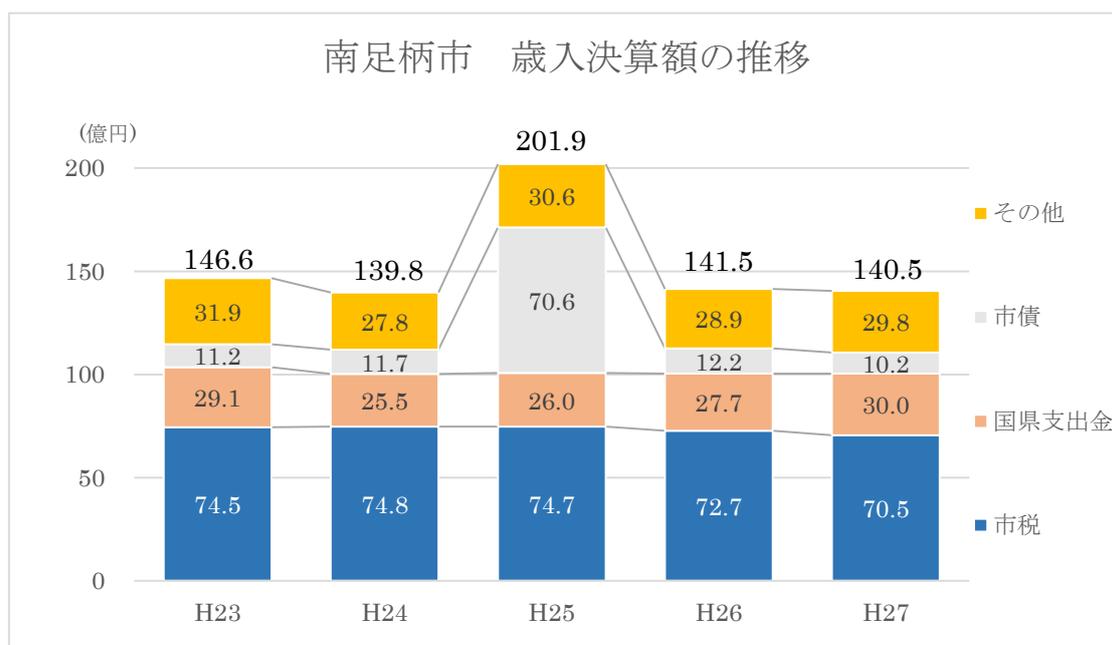
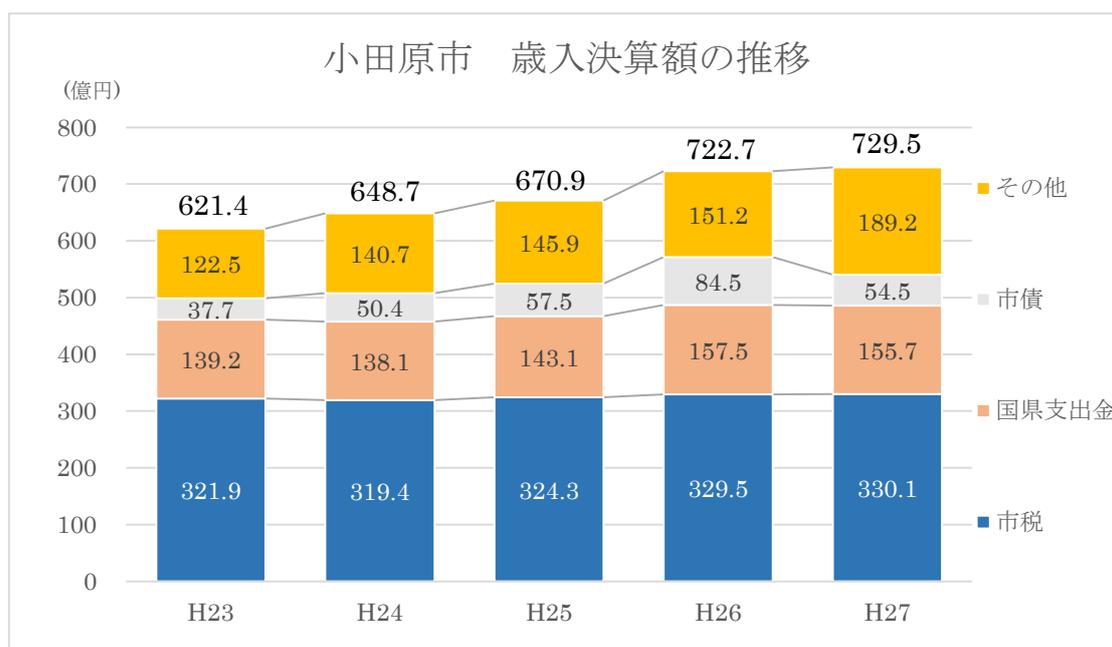
資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

(4) 財政の状況

①歳入

基幹収入である市税について、小田原市では微増となっていますが、南足柄市では減少傾向にあります。生産年齢人口の減少や経済情勢から今後も大幅な増加は見込むことができない状況にあります。

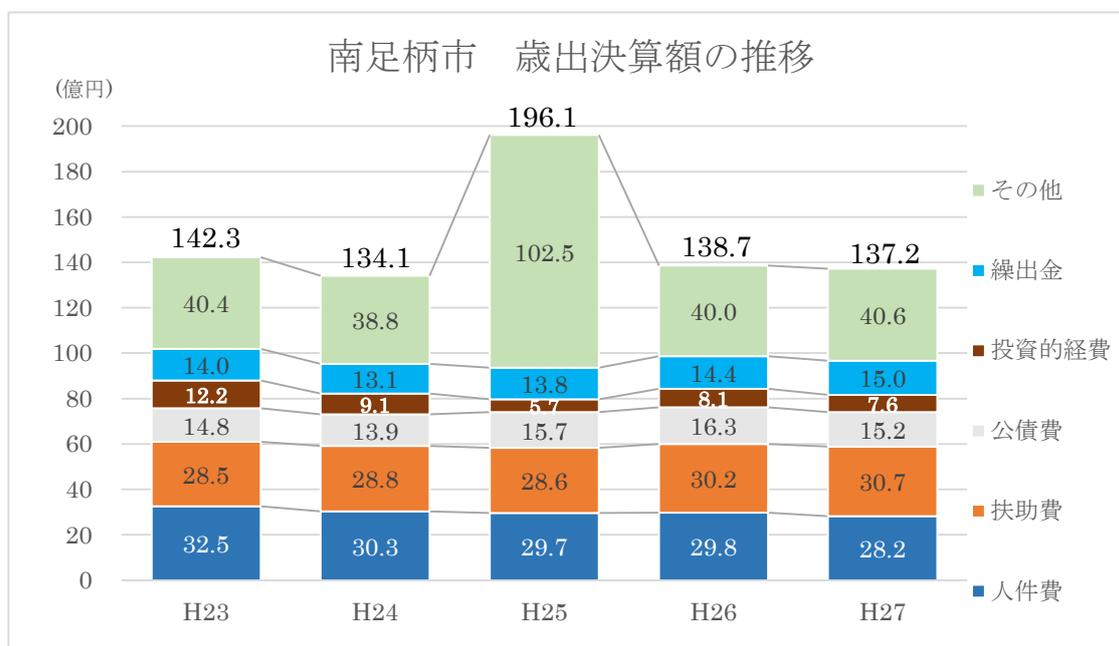
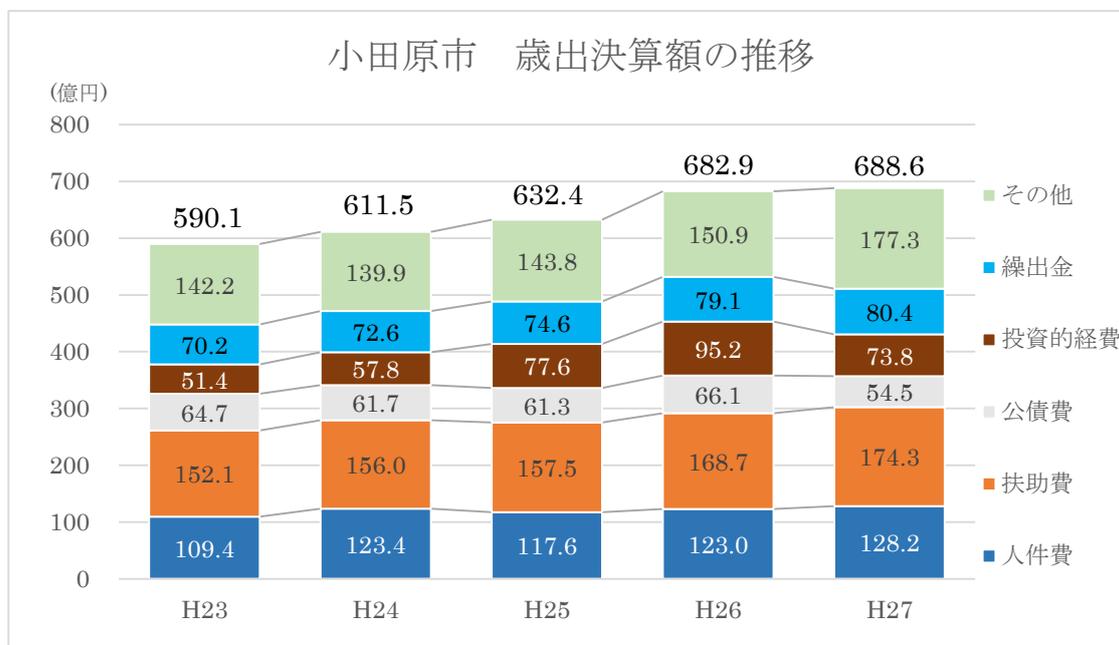
※平成25年度の南足柄市における市債の増加については、土地開発公社の解散に伴う借入によるものです。



資料：両市決算カード

②歳出

歳出については小田原市、南足柄市ともに、社会保障関係費（扶助費・繰出金）が増加傾向にあります。公債費は横ばいで推移していますが、今後は公共施設などの維持管理や更新経費が増加することが想定されており、引き続き財政の健全化が求められています。



資料：両市決算カード

③両市の主な財政指標

両市の財政指標の比較

(単位：千円)

項目	小田原市	南足柄市
経常収支比率※	89.2%	100.1%
実質公債費比率※	6.2%	6.7%
将来負担比率※	11.5%	98.3%
財政力指数(平)※	0.958	0.933
標準財政規模※	37,403,950	8,685,918
基金残高	10,353,746	2,565,573
うち財政調整基金	5,585,456	280,708
起債残高	50,879,705	17,931,301

資料：平成 27 年度両市決算カード

※**経常収支比率**: 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税等の毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に、どの程度使われているかという割合を示しています。一般的に、経常収支比率は 75%程度が望ましいとされており、80%を超えると財政構造は弾力性を失いつつあり、90%を超えると硬直的であると評価されます。

※**実質公債費比率**: 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。実質公債費比率が 18%以上になると、地方債の発行に国の許可が必要になります。また、25%以上になると、単独事業のために債権を発行することができなくなります。

※**将来負担比率**: 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。総務省による早期健全化基準において、350%を超えると早期健全化団体とみなされます。

※**財政力指数(平)**: 地方公共団体の財政力を示す指標で、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値のことです。この数値が高いほど財政力があり、1 以上の団体は、普通交付税の不交付団体となります。

※**標準財政規模**: 地方自治体の一般財源の標準的の大きさを示す指標で、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値です。

(5) 財政の推計

①基礎となる数値と考え方

ア 基本的な考え方

平成 27 年度決算額をベースに、平成 28 年度実績等を加味したうえで、国の制度変更等の不透明な要素は除外し、現行の税財政制度及び政策が続く仮定のもと、今後の一般会計の歳入・歳出額を推計しています。

イ 人口推計

平成 27 年度の例月統計数値をもとに、平成 28 年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値をベースに増減率を考慮して算定しています。

ウ 大規模事業

予算措置を行うなど、現在、継続して推進している事業や、今後想定されている投資的事業の整備費及び運営費等について、現時点における見込額を反映しています。

《推計に計上した小田原市の大規模事業》

- ・お城通り地区再開発事業
- ・小田原漁港交流促進施設整備事業
- ・焼却施設整備事業
- ・小田原市斎場整備運営事業
- ・市民ホール整備
- ・卸売市場建替え
- ・市立病院建替え
- ・道路・橋りょう等維持修繕

《推計に計上した南足柄市の大規模事業》

- ・(仮称) 道の駅金太郎のふる里
- ・都市計画道路千津島・苧野線
- ・ごみ焼却施設建設
- ・農道・水路・河川維持修繕
- ・足柄産業集積ビレッジ構想
- ・都市計画道路和田河原・開成・大井線
- ・道路・橋りょう等維持修繕

②積算の方法 (条件設定)

ア 歳入

推計項目	積算根拠
市税	過去実績の増減率や人口推計を反映
国県支出金	過去実績や事業規模見込から積算
市債	過去実績や事業規模見込から積算
その他	過去実績等から積算

○市税

生産年齢人口の減少等の影響によって個人市民税が減少し、固定資産税は評価替え等の影響で増減しつつも中期的には逡減していく傾向で、市税全体では減少していく見込みとなっています。

○国県支出金

扶助費の増加や投資的事業に係る変動を見込んでいます。

○市債

起債対象事業等の推移を反映しています。

○その他

地方交付税交付金については、税収の増減等を基準財政収入額に見込んだほか、高齢化率の上昇に伴う基準財政需要額の増などにより増加するものとし、地方消費税交付金等については、横ばいとしています。

イ 歳出

推計項目	積算根拠
人件費	採用及び退職者見込み者数を反映
扶助費、繰出金	高齢者数の見込みを反映
投資的経費	大規模事業の影響額(ランニングコストを含む)を反映
その他	過去実績等から積算

○人件費

新規採用と当面の退職者等の推移を反映しています。

○扶助費

保育や生活保護、障害者の自立支援等に係る給付が引き続き増加する見込みとなっています。また、医療費助成については、少子化による影響はあるものの、高齢化による障がい者等の助成は増加傾向が続く見込みとなっています。

○繰出金

社会保障事業特別会計（国保、介護、後期高齢）への繰出金については、高齢化の進展等に伴い、一人あたりの給付費が増加傾向にあるため、今後も増加する見込みとなっています。

○投資的経費

当面の投資的事業や今後想定されている大規模事業を反映し、小田原市では平成 35 年度以降、一定規模で推移していく見込みとなっています。

③小田原市の推計

ア 小田原市の財政推計

平成 30 年度以降は、市税などの自主財源が減少傾向となる中、歳出では、高齢化等による扶助費の増や大規模事業の実施などにより大幅な減少は見込めないことから、徐々に単年度の歳入歳出差額が減少し、平成 34 年度には収支不足に陥る見込みとなっています。

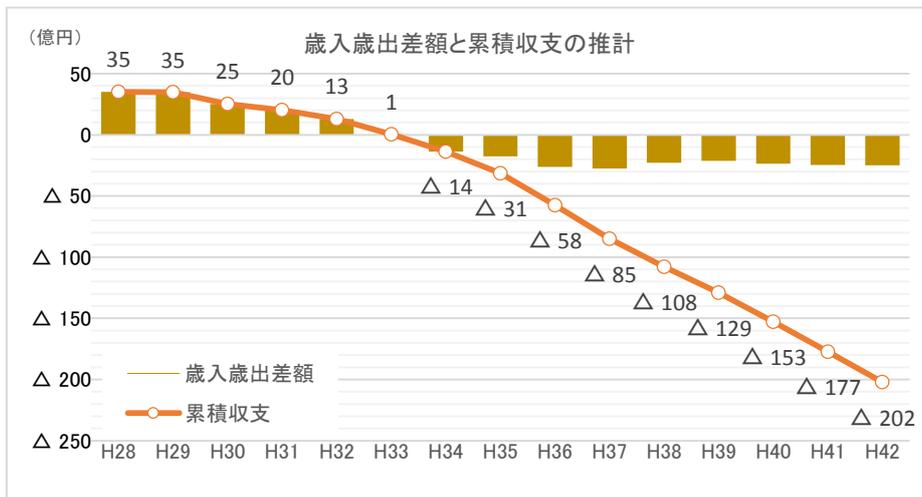
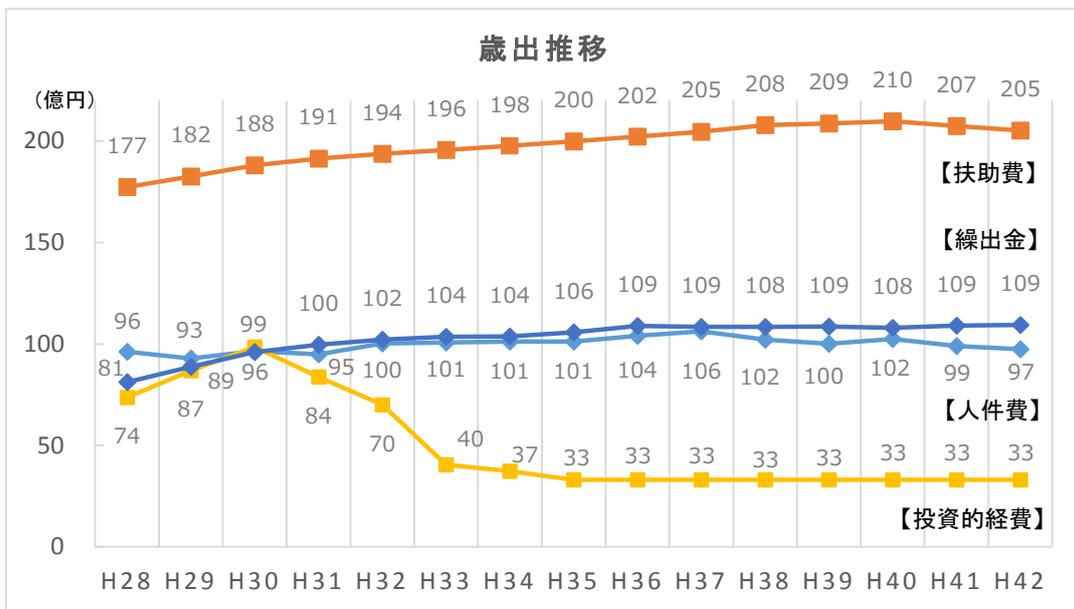
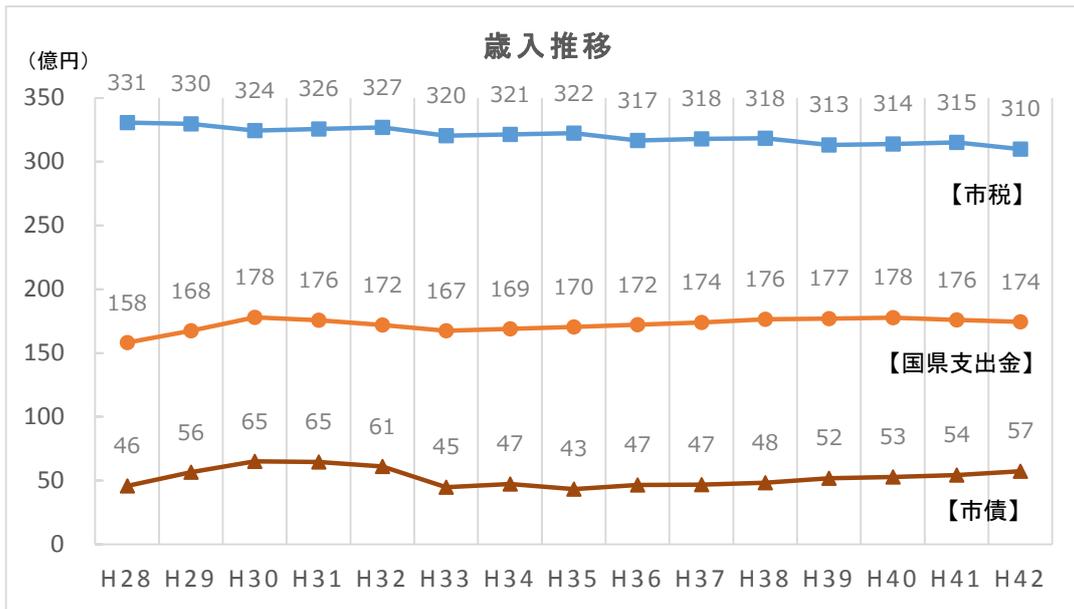
【小田原市財政推計】

(単位:億円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
歳入合計	710.9	712.8	730.8	713.4	701.3	663.0	645.0	642.6
市税	330.7	329.6	324.4	325.6	326.8	320.4	321.3	322.4
国県支出金	158.2	167.5	177.9	175.6	172.0	167.4	168.9	170.5
市債	45.9	56.5	65.1	64.6	61.0	44.9	47.3	43.3
その他	176.1	159.2	163.4	147.6	141.5	130.3	107.5	106.5
歳出合計	675.9	678.0	705.5	693.2	688.3	662.5	658.8	660.1
人件費	96.1	92.8	96.4	94.9	100.3	100.7	101.2	101.2
扶助費	177.4	182.5	188.1	191.4	193.7	195.6	197.6	199.8
繰出金	81.3	88.9	96.0	99.6	102.1	103.6	103.7	105.8
投資的経費	73.7	86.9	98.5	83.7	70.1	40.4	37.3	33.1
その他	247.4	226.9	226.5	223.6	222.1	222.2	219.0	220.2
歳入歳出差額	35.0	34.8	25.3	20.2	13.0	0.5	△ 13.8	△ 17.5
累積収支	35.0	34.8	25.3	20.2	13.0	0.5	△ 13.8	△ 31.3

項目	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
歳入合計	643.9	647.3	652.2	653.2	656.4	658.2	655.9
市税	316.7	317.8	318.4	313.1	314.0	315.2	309.9
国県支出金	172.2	174.0	176.4	177.1	177.8	176.1	174.4
市債	46.6	46.9	48.2	51.9	52.9	54.4	57.4
その他	108.4	108.5	109.2	111.2	111.7	112.5	114.2
歳出合計	670.1	674.8	675.1	674.4	680.0	682.8	680.8
人件費	104.1	106.2	102.1	100.1	102.5	98.9	97.4
扶助費	202.1	204.6	207.9	208.7	209.8	207.4	205.2
繰出金	108.8	108.5	108.4	108.7	108.0	109.0	109.3
投資的経費	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1
その他	222.0	222.4	223.6	223.8	226.6	234.4	235.8
歳入歳出差額	△ 26.2	△ 27.5	△ 22.9	△ 21.2	△ 23.6	△ 24.6	△ 24.9
累積収支	△ 57.5	△ 85.0	△ 107.9	△ 129.1	△ 152.7	△ 177.3	△ 202.2

※累積収支については、剰余分は翌年度歳入等に算入しているため、不足分のみ集計している。



イ 小田原市の行政改革の効果

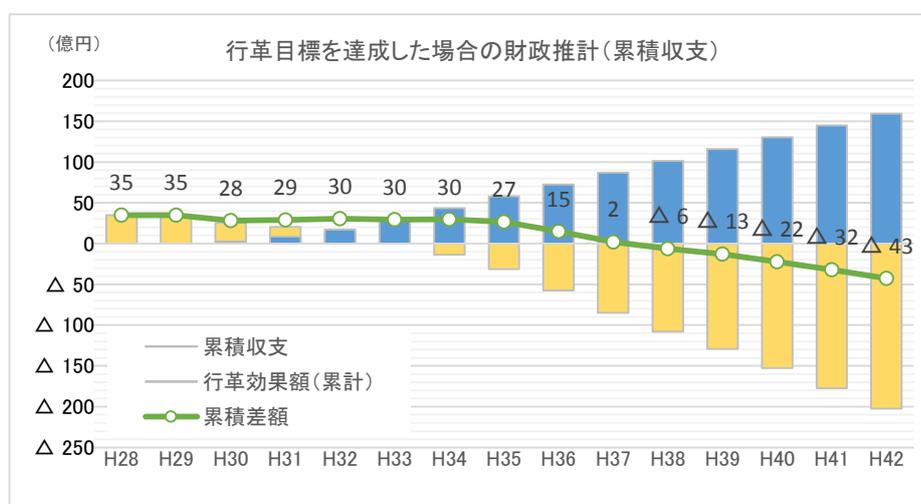
財政推計では、平成 42 年度までに累計で約 202 億円の収支不足に陥る見込みであり、引き続き、財政健全化を推進していく必要があります。また、平成 29 年 3 月に策定した「第 2 次小田原市行政改革指針」では、平成 34 年度までの行政改革により 14.5 億円の行革効果額を達成することを目標にしており、その行革効果額を勘案した財政推計は、次のとおりです。

【小田原市行革効果】

(単位:億円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
累積収支(再掲)	35.0	34.8	25.3	20.2	13.0	0.5	△ 13.8	△ 31.3
行革効果額	0	0	2.9	5.8	8.7	11.6	14.5	14.5
行革効果額(累計)	0	0	2.9	8.7	17.4	29.0	43.5	58.0
累積差額	35.0	34.8	28.2	28.9	30.4	29.5	29.7	26.7

項目	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
累積収支(再掲)	△ 57.5	△ 85.0	△ 107.9	△ 129.1	△ 152.7	△ 177.3	△ 202.2
行革効果額	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	14.5
行革効果額(累計)	72.5	87.0	101.5	116.0	130.5	145.0	159.5
累積差額	15.0	2.0	△ 6.4	△ 13.1	△ 22.2	△ 32.3	△ 42.7



行政改革指針で掲げる行革効果額(14.5億円)は、選択と集中による事務事業の見直しや補助金・負担金の適正化、受益者負担の適正化等により達成することとしていますが、これは、市民の皆様至今已で以上の負担をお願いするなど、市民生活に大きな影響を及ぼしてもなお達成は容易ではなく、これを達成してもなお、将来的には収支不足が見込まれる厳しい状況が示されています。

仮に、全ての収支不足を解消しようとする場合には、現在の行政改革指針で掲げる目標を上回る、更なる行政改革の取組が必要となります。

④南足柄市の推計

ア 南足柄市の財政推計

市税などの自主財源が減少傾向にある中、歳出においては、扶助費や繰出金などが増加傾向にあるとともに、大規模事業の実施により依然として厳しい財政運営が続くものと予測され、徐々に単年度の歳入歳出差額が減少し、平成31年度には収支不足に陥る見込みとなっています。

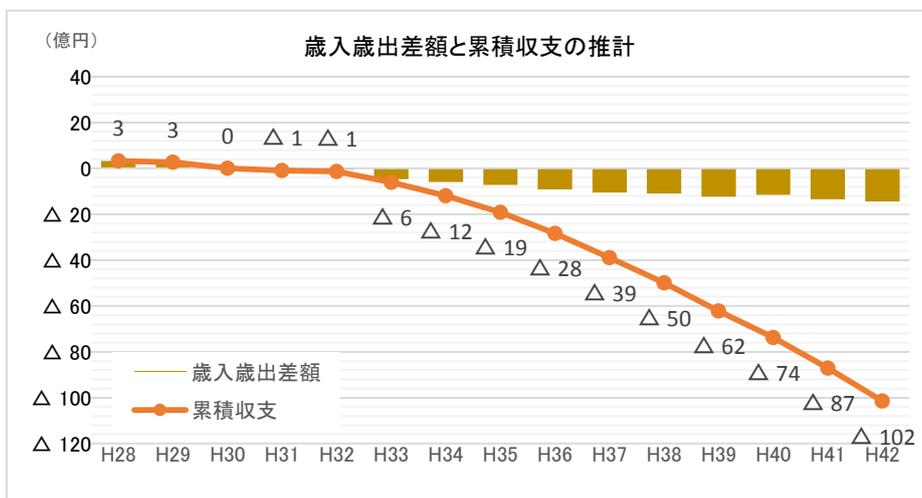
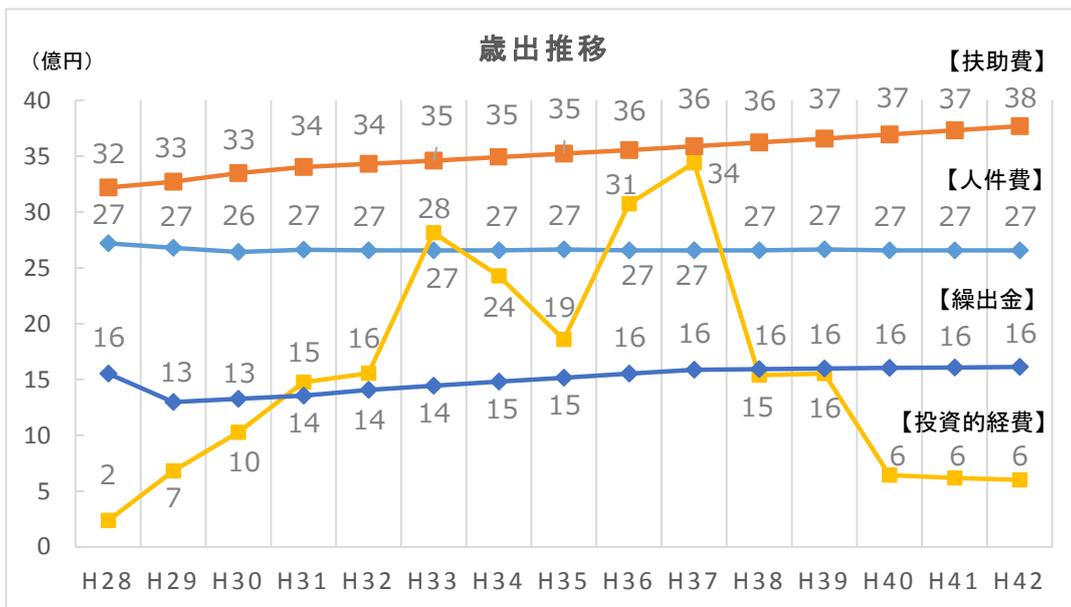
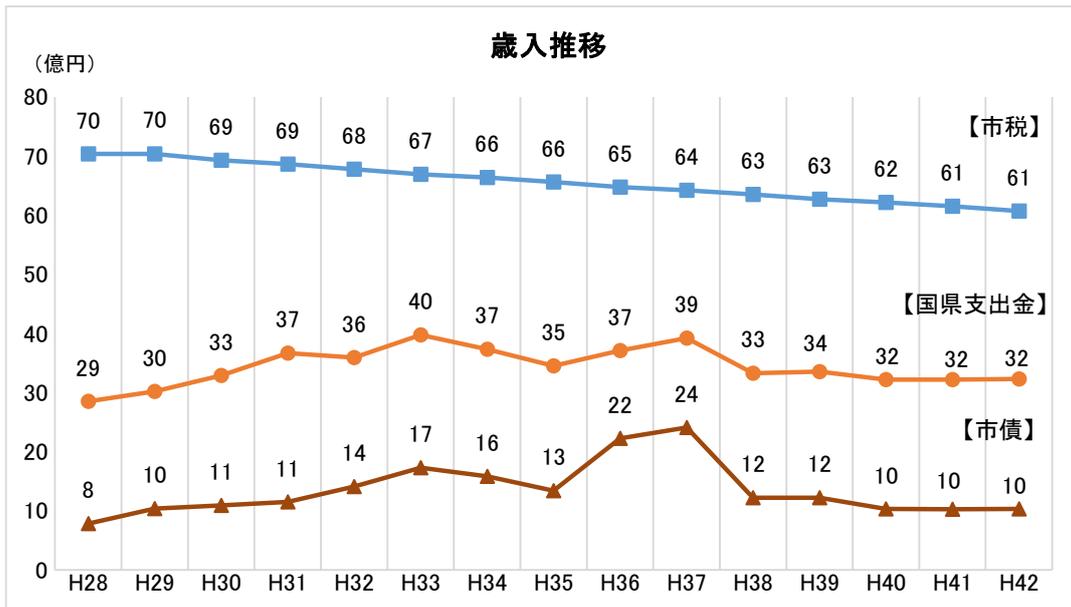
【南足柄市財政推計】

(単位:億円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
歳入合計	136.8	139.4	141.7	145.6	145.1	154.2	149.9	144.1
市税	70.4	70.4	69.3	68.6	67.8	66.9	66.4	65.6
国県支出金	28.5	30.2	32.9	36.7	35.9	39.7	37.3	34.5
市債	7.8	10.4	10.9	11.5	14.1	17.2	15.8	13.4
その他	30.1	28.4	28.6	28.8	27.3	30.4	30.4	30.6
歳出合計	133.6	136.7	141.6	146.5	145.6	158.9	155.8	151.3
人件費	27.2	26.8	26.4	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
扶助費	32.2	32.7	33.5	34.0	34.3	34.6	34.9	35.2
繰出金	15.5	13.0	13.3	13.6	14.1	14.4	14.8	15.2
投資的経費	2.4	6.8	10.3	14.8	15.6	28.1	24.3	18.6
その他	56.3	57.4	58.1	57.5	55.0	55.2	55.2	55.7
歳入歳出差額	3.2	2.7	0.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 4.7	△ 5.9	△ 7.2
累積収支	3.2	2.7	0.1	△ 0.9	△ 1.4	△ 6.1	△ 12.0	△ 19.2

項目	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
歳入合計	155.2	159.2	140.9	140.9	133.9	133.4	133.3
市税	64.8	64.2	63.5	62.7	62.2	61.5	60.7
国県支出金	37.1	39.2	33.3	33.5	32.2	32.2	32.3
市債	22.3	24.1	12.2	12.2	10.3	10.3	10.3
その他	31.0	31.7	31.9	32.5	29.2	29.4	30.0
歳出合計	164.4	169.7	151.9	153.2	145.4	146.8	147.7
人件費	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
扶助費	35.6	35.9	36.2	36.6	37.0	37.3	37.7
繰出金	15.5	15.9	15.9	16.0	16.0	16.1	16.1
投資的経費	30.7	34.4	15.4	15.5	6.4	6.2	6.0
その他	56.0	56.9	57.8	58.5	59.4	60.6	61.3
歳入歳出差額	△ 9.2	△ 10.5	△ 11.0	△ 12.3	△ 11.5	△ 13.4	△ 14.4
累積収支	△ 28.4	△ 38.9	△ 49.9	△ 62.2	△ 73.7	△ 87.1	△ 101.5

※累積収支については、剰余分は翌年度歳入等に算入しているため、不足分のみ集計している。



イ 南足柄市の行政改革の効果

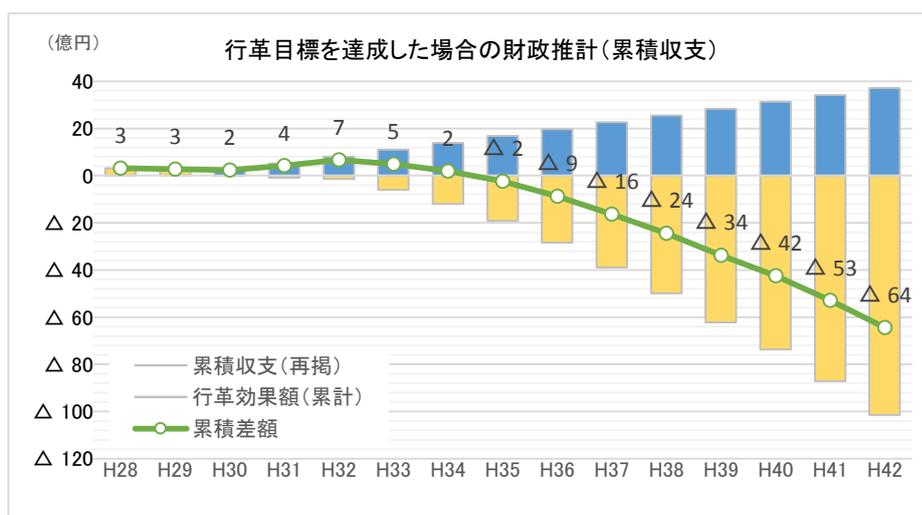
財政推計では、平成 42 年度までに累計で約 102 億円の収支不足に陥る見込みであり、引き続き、財政健全化を推進していく必要があります。また、現在策定中の「南足柄市行政改革指針」では、平成 31 年度までに 2.9 億円の行革効果額を達成することを目標としており、その行革効果額を勘案した財政推計は、次のとおりです。

【南足柄市行革効果】

(単位: 億円)

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
累積収支(再掲)	3.2	2.7	0.1	△ 0.9	△ 1.4	△ 6.1	△ 12.0	△ 19.2
行革効果額			2.3	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
行革効果額(累計)			2.3	5.2	8.1	11.0	13.9	16.8
累積差額	3.2	2.7	2.4	4.3	6.7	4.9	1.9	△ 2.4

項目	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
累積収支(再掲)	△ 28.4	△ 38.9	△ 49.9	△ 62.2	△ 73.7	△ 87.1	△ 101.5
行革効果額	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
行革効果額(累計)	19.7	22.6	25.5	28.4	31.3	34.2	37.1
累積差額	△ 8.7	△ 16.3	△ 24.4	△ 33.8	△ 42.4	△ 52.9	△ 64.4



南足柄市では、既に事務の効率化や使用料の見直し、総人件費の抑制などの行政改革が行われてきており、行政改革指針で目標に掲げる行革効果額(2.9億円)を達成することは容易なものではありません。そして、これを達成してもなお、将来的には収支不足が見込まれる厳しい状況が示されており、その全ての収支不足を解消しようとする場合には、行政改革指針で掲げる目標を大幅に上回る、更なる行政改革が必要となります。

3. 計画の枠組み

この計画は、両市が合併するとした場合を前提としており、その策定にあたっては、以下の項目に示す考えを枠組みとしています。

(1) 計画対象地域

この計画の対象地域は、小田原市、南足柄市の全域としています。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、新市が一体となるまでに要する期間、またはそのための事業・施策の実施期間を勘案し、合併年度及びこれに続く10年間としています。

(3) 合併の方式

この計画では南足柄市域を小田原市に編入する編入合併としています。

(4) 合併の時期

この計画における合併の時期は、平成32年度中としています。

(5) 計画策定の基本的な考え方

この計画は、両市がそれぞれ取り組んできたまちづくりを基本的に継承する考えに立ち、第5次小田原市総合計画と南足柄市第五次総合計画を基本としつつ、両市の市民意向も参考としています。また、新市の振興や一体感の醸成のため、両市の持つ地域資源を生かした、新市全体が活性化する施策を盛り込んでいます。

第2章 新市の基本方針

1 両市のまちづくりの継承と融合

近年の少子高齢化や人口減少は、地域の活力の低下と自治体における行財政基盤の弱体化を招いてきました。今後、社会環境の更なる深刻化が懸念されている状況において、両市がこれまで取り組んできたまちづくりを新市へ着実に継承していくことを目指します。

行財政基盤の強化

両市を取り巻く社会環境の変化と、それに伴う新たなニーズや課題に迅速に対応をするためには、新市の行財政基盤が強化され、安定的な行政サービスが持続できる体制を整えることが非常に重要です。合併によりこれを実現することで、両市のこれまでの総合計画に基づく取組を着実に継続することが可能となります。

多様な主体の連携と協働

小田原市の総合計画では、「市民の力で未来を拓く希望のまち」を将来都市像として掲げ、その実現に向け、市民や地域の力を核とした新しい公共をつくることを意識すべき命題の一つとして位置付けています。また、南足柄市の総合計画では、「ひとが集い、ひとがつながり、ひとが躍動するまち 南足柄」を将来都市像として掲げ、ひとの力を結集することにより躍動感あふれるまちを目指すとしています。こうしたそれぞれの将来像からは、市民が行政と一体となってまちづくりを考え、参加することが両市ともに求められていることがわかります。

そのため新市においてもこれまでのまちづくりを継続し、総合計画を基にしたそれぞれの市によるこれまでのまちづくりの成果を礎として、先進事例にも学びつつ、地域、団体、企業と行政がこれまで以上に連携、協働を進めていきます。

地域特性を生かした取組

合併による行財政基盤の強化や市域の拡大などにより、新たに意欲的で挑戦的なまちづくりに取り組むことが可能となります。合併後の市域は、多彩な自然環境を有するとともに、各地域には長い歴史の中で育まれた守るべき文化や伝統があります。これら地域の持つ特性は、今までも、そしてこれからも、常に市民の誇りであり、愛着を生む源となり続けます。基礎自治体としてのあり方が問われている今だからこそ、まちに魅力と活力を取り戻すことで、地域への誇りと愛着を育て、ひいては地域に人を呼び戻し、再生するための新たな取組が求められています。そこで、新しい市域全体でのより規模の大きな取組や、特徴ある地域ごとに行うきめ細かな取組を通して、新市の一体的かつ均衡ある発展を目指します。

新市は、強い行財政基盤のもと、地域や市民との連携、協働により、市民と行政がともに主役となり、新たな活気と魅力あふれる、住み良いまちの実現を目指します。

2 まちづくりの方向性

両市の総合計画を基に再編、分類した、まちづくりの基本的な方向性を以下に示します。

(1) 元気と生きがいの創出と支え合いの社会づくり (福祉・医療)

誰もが住み慣れた地域で生涯を通じ安心していきいきと、心豊かに暮らすため、地域でともに支えあう社会の構築を目指します。

また、高齢者や障がい者が生きがいを持って社会参加ができる環境づくりを目指します。

(2) 安全・安心を支える地域のつながりと協力体制の確立 (暮らしと防災・防犯)

誰もが尊重し合い、ともにいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

暮らしの安全、安心を支えるため、地域との顔の見える関係を大切にし、自助、共助をはじめとした自主防災組織などの取組を支援することにより、災害などあらゆる危機に迅速に対応できる協力体制の確立を目指します。

(3) 子どもたちが地域の中で健やかに育ち、学ぶ環境づくり (子育て・教育)

子育てに関する相談体制の充実や、保育の受け皿の拡充など、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

併せて、子どもたちが心豊かに学ぶことができる教育環境を整え、家庭と学校、地域が連携し、未来を担う子どもたちが地域の中で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

(4) 産業の活性化と魅力の発信 (地域経済、歴史・文化)

恵まれた自然環境を生かした農林水産業や優れた技術を誇るものづくり産業、暮らしを支える商業、魅力ある観光まちづくりなど、地域の産業を活性化させることにより、活力あるまちを目指します。

また、歴史と文化のなかで生まれた多様かつ活発な活動の裾野を広げ、さまざまな交流が生まれるまちを目指すとともに、魅力を発信し、まちに活力を生み出します。

(5) 豊かな自然に囲まれ、魅力ある快適な住環境の整備 (自然環境、都市基盤)

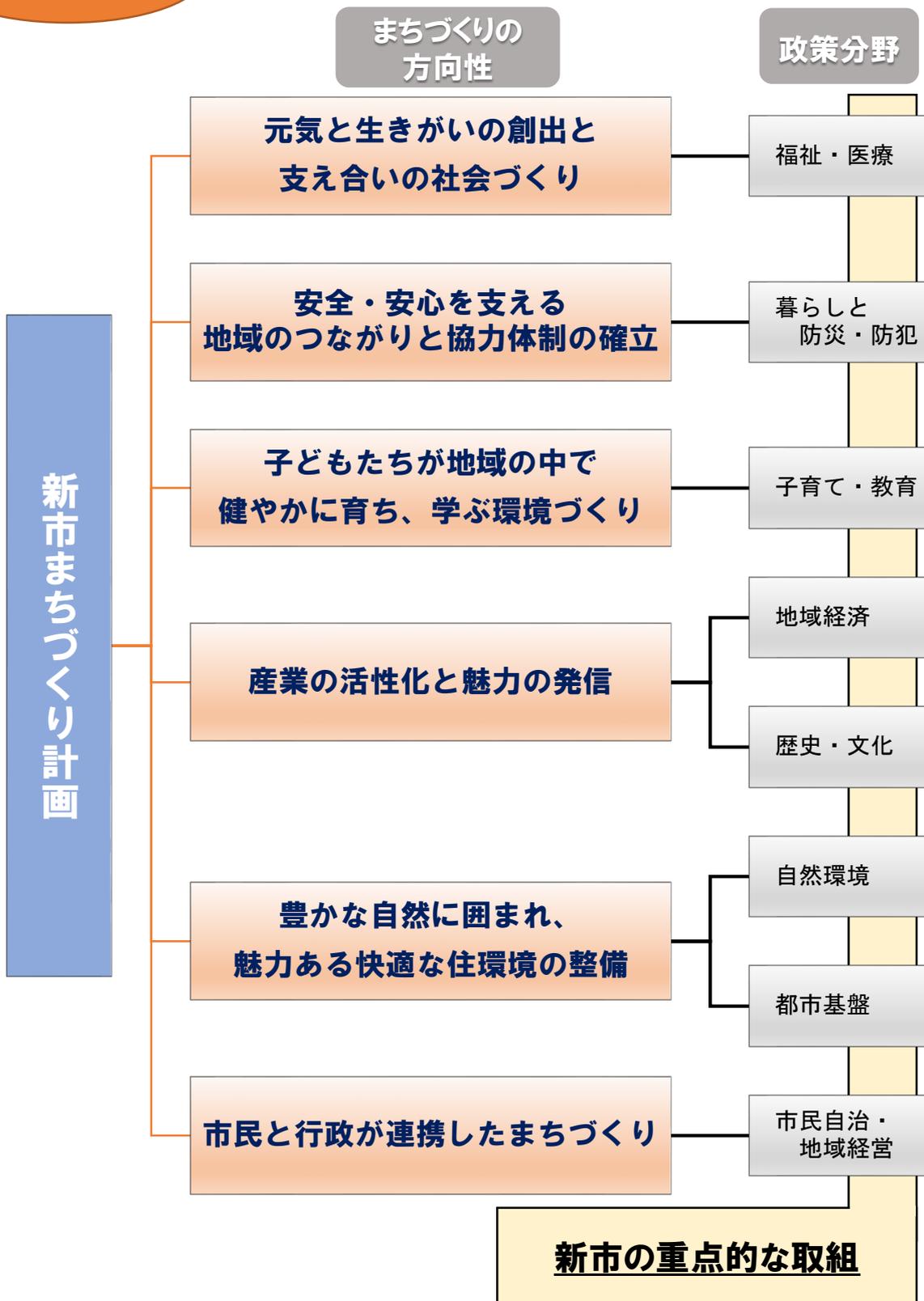
豊かな自然環境を守り育てることにより、暮らしに潤いと安らぎのあふれるまちを目指します。

交通の結節点、県西地域の商業拠点などとしての都市機能と利便性を高めるとともに、道路や下水道、公園・緑地などを地域の特性に応じた土地利用に向けた整備・管理を進めることにより、市民生活の基盤を維持し、より快適で機能的なまちを目指します。

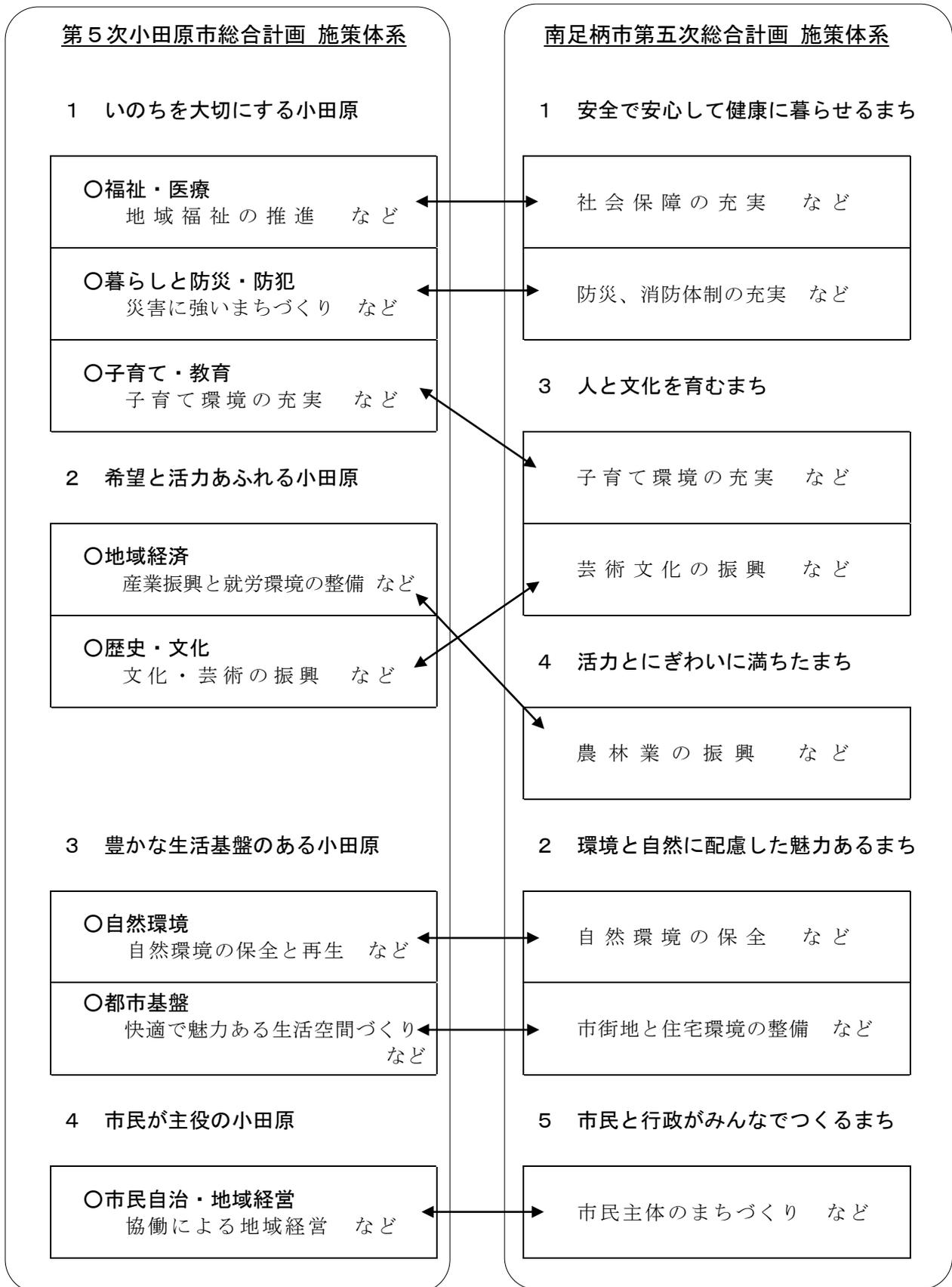
(6) 市民と行政が連携したまちづくり (市民自治・地域経営)

地域が、地域の課題を自ら解決とする仕組みづくりを進めます。また、市民と行政がともに考え、ともに責任を担いながら効率的で効果的な行政運営を図る、協働型のまちづくりや地域運営、開かれた行財政運営を進めることで、市民の考えや願いが市政運営に反映されるまちを目指します。

計画の体系



両市総合計画における施策体系及び記載項目の比較



3 まちづくりの方向性に基づく政策分野別の取組

●方向性（１） 元気と生きがいの創出と支え合いの社会づくり

（政策分野）福祉・医療

<推進する取組>

- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしをいつまでも続けられるよう、支援を必要とする方々に対し、適切な地域福祉サービスの提供や、必要な関係機関へとつなげることができる仕組みをつくります。
- 高齢者や障がい者の日常生活を支えるサービスの充実を図ります。
- 高齢者はその豊富な経験や知識を生かし、活力ある社会を創りだす存在として捉え、積極的な社会参加や生きがいを支援します。また、障がい者の就労や社会参加を支援、促進する事により、地域の一員として生きがいを持てるような社会づくりを目指します。
- 近年増加している、生活習慣病やがんによる死亡者数を減らすため、特定健診や特定保健指導、がん検診の受診率を上げる取組を進めます。また、一人ひとりの食生活の改善や適度な運動、食育の推進や地域ぐるみの取組など、生涯を通じた総合的な保健、疾病予防対策を進めます。
- 救急医療の安定的な維持と、高まる在宅医療のニーズに応えるため、かかりつけ医を普及させ、大きな病院との役割分担と連携を進めます。また、市立病院については、県西地域の基幹病院として急性期、高度医療の充実を図ります。

主な施策

- ・ケアタウン構想の推進
- ・セーフティネットの充実
- ・保険給付事業の円滑な運営
- ・暮らしを支える福祉サービスの充実
- ・高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進
- ・地域における高齢者支援体制の強化
- ・就労と社会参加の促進
- ・保健予防の充実
- ・食育の推進
- ・地域医療連携の推進
- ・高度医療・急性期医療の充実
- ・産科・小児科医の確保と充実

●方向性（２）安全・安心を支える地域のつながりと協力体制の確立

（政策分野）暮らしと防災・防犯

<推進する取組>

- すべての人が、互いの文化や人権を尊重し、認め合い、ともに地域の一員として暮らしていく共生社会を実現するための取組を進めます。
- 地域に住む誰もが性別に関わらず自立した個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して、意識づくりや環境づくりを進めます。また、親しい異性からの暴力に関する相談体制等を充実するとともに、被害者への支援を行います。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、建築物や橋、ライフラインなどの耐震化を進めるとともに、関係機関や近隣市町との連携による協力体制の確立を目指します。また、自主防災組織による活動の支援や、地域や学校などとの連携により、地域防災力を強化していく取組を進めます。
- 災害時や火災、救急事象などに迅速、的確に対応するため、消防・救急体制の充実を図ります。また、地域防災の要となる消防団の充実や医療機関等の関係機関及び事業者との連携協力を推進します。
- 交通安全の啓発活動や放置自転車対策などにより、交通事故を未然に防止する取組を推進します。また、自治会をはじめとした地域による主体的な防犯活動とともに、警察や行政が連携した活動を推進し、地域の顔の見える関係づくりを進めます。

主な施策

- ・人権施策の推進
- ・男女共同参画社会の実現
- ・防災体制の充実
- ・地域防災力の強化
- ・災害被害軽減化の推進
- ・消防組織体制の強化
- ・災害対応力の充実と強化
- ・広域的な防災、消防体制の充実
- ・地域防犯活動の充実
- ・交通安全活動の充実

●方向性（3）子どもたちが地域の中で健やかに育ち、学ぶ環境づくり

（政策分野）子育て・教育

<推進する取組>

- 子どもや子育て家庭に対し多くの人が関わる、地域の支え合いの仕組みづくりや、保育の受け皿の拡充による待機児童対策など、子育てのしやすい環境を整備し、子どもの健やかな成長を支えるなど、妊娠から子育てにいたるさまざまな支援サービスの充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、行政が連携し、地域ぐるみで青少年の成長を支えるとともに、多様な体験ができる環境を整備し、健やかでたくましい青少年を育てます。
- 子どもたちが確かな学力を身につけるとともに、自ら考え判断し、表現する力を育みます。また、豊かな人間性を育むとともに、たくましく社会を生き抜く力を育む教育活動を推進します。

主な施策

- ・子育て家庭への支援の充実
- ・子育て支援拠点の充実
- ・幼児期の教育・保育環境の整備
- ・母子保健・医療費助成の充実
- ・スクールコミュニティの形成
- ・「生きる力」を育む教育の充実
- ・地域ならではの教育の推進
- ・地域とともにある学校づくりの推進
- ・学校施設と学習環境の充実

●方向性（４）産業の活性化と魅力の発信

（政策分野）地域経済

<推進する取組>

- 地域経済の根幹である中小企業に対し、経営基盤の強化と経営の安定化を支援するとともに、新たな価値を創出する企業の進出を促します。また、依然として厳しい状況にある就労環境の改善のため、働く場の確保と働きやすい環境づくりを図り、勤労者の生活の安定と向上を支援します。
- 地域固有の魅力ある伝統産業を未来に継承していくため、その取組や担い手の確保、育成を支援します。また、需要拡大のためのPRや新商品の開発、新たな市場開発などの取組を推進します。
- 活力ある商業圏を形成し、商業の活性化へつなげていくため、中心市街地のにぎわいを創出する取組を推進します。また、希薄化しつつある地域内のコミュニケーションを支える重要な拠点である商店街を再生する取組を推進します。
- 観光の形態やニーズの多様化に対応するため、観光施設やスポットだけでなく、おもてなしの心の醸成や、往来への心遣いなど地域の魅力を高めることにより、多くの観光客を呼び込み、何度も訪れてもらえる地域づくりに取り組みます。
- 厳しい環境におかれる農業経営の存続のため、施設の着実な維持管理など、生産基盤の整備を進めるとともに、付加価値の高い農業の促進や規模の拡大などにより、経営の安定化を図ります。また、後継者対策や定年帰農者、新規就農者など、多様な担い手の確保に向けた取組を進めます。
- 新市の約5割を占める森林の適正な整備、管理を進めるとともに、地域産木材の多様な分野での利活用の推進することにより、林業、木材産業の振興を図ります。
- 漁業経営を取り巻く厳しい環境に対応するため、官民一体で地場水産物の認知度向上と消費拡大に取り組みます。また、これからも県西地域に水産物を安定供給する中心的な役割を担うため、老朽化した水産市場の再整備を進めます。

主な施策

- ・働きやすい環境づくり
- ・多様な企業誘致と操業支援
- ・伝統的な地場産業の支援と育成
- ・高技術・高品質のものづくりのPR促進
- ・新たなブランドの育成
- ・暮らしを支える商店街の再生
- ・中心市街地のにぎわいづくり
- ・観光インフラ・コンテンツの充実化
- ・箱根ジオパーク活動の促進
- ・多様な営農形態への支援と担い手の確保
- ・生産基盤の強化と農地の維持・保全
- ・安全・安心な農作物の安定供給
- ・林業・木材産業の振興
- ・漁港・漁場の整備
- ・水産物の高付加価値化と担い手支援
- ・交流による小田原漁港周辺の活性化支援

(政策分野) 歴史・文化

< 推進する取組 >

- 史跡や歴史的建造物、民俗芸能など、有形、無形の貴重な地域資源の調査、保存、整備を進めます。
- 芸術文化の新たな担い手である若い世代の参加促進を進めるとともに、その魅力を身近に感じられる環境づくりを進め、まちに活力を生み出す取組を進めます。
- 社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の機会を提供します。また、市民の生涯を通じた学ぶ意欲を支えるとともに、学んだ成果を適切に生かすことができる環境を整えます。
- すべての市民が、趣味や健康維持、仲間・生きがいをづくりなど、さまざまな目的を持ってスポーツに親しむため、スポーツを気軽に、そして継続的に行うことができる機会の提供に努めます。

主な施策

- ・ 文化財の保存と活用
- ・ 市民文化創造の支援
- ・ 多様な学習の機会と情報の提供
- ・ 郷土についての学びの推進
- ・ 学んだ成果を生かす環境づくり
- ・ だれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現

●方向性（５）豊かな自然に囲まれ、魅力ある快適な住環境の整備

（政策分野）自然環境

<推進する取組>

- 豊かな自然環境を次代へ引き継ぐため、環境に対する理解を深める取組を進めます。
市民の主体的な環境再生・保全活動を促し、持続可能な環境共生（循環・低炭素・自然共生）型の地域づくりを進めます。
- 廃棄物の発生抑制と持続的な資源循環型社会の構築のため、ごみの問題は市民一人ひとりが自分の問題として捉え、市民、事業者、行政が一体となって減量化、資源化を図るとともに、ごみの適正処理を進めます。
- まちをきれいで住みよい環境に保つため、市民一人ひとりの美化意識を高める取組を進めます。また、市民や事業者、行政の協働による美化活動を推進します。
- 森林、里山、水辺環境の再生と整備を進め、暮らしを支える豊かな自然環境を守るとともに、生態系の維持保全のための取組を進めます。

主な施策

- ・ 森里川海オールインワンの環境先進都市としての地域ブランドの確立
- ・ 地域の環境再生・保全活動の推進
- ・ 環境保全に対する意識啓発
- ・ エネルギーの地域自給に向けた取組の推進
- ・ ごみの減量化の推進
- ・ 資源化の推進
- ・ 協働による美化の推進
- ・ 森林の再生
- ・ 里山の再生と整備
- ・ 水辺環境の整備促進

(政策分野) 都市基盤

< 推進する取組 >

- 人口減少や少子高齢化に対応した集約型都市構造の構築を図るため、都市づくりの課題に応じた規制や誘導による計画的な土地利用を推進します。
- 市民がまちに愛着を持って快適に暮らし続けるため、市民の自主的な景観形成活動の支援を拡充し、景観意識の向上を図ります。また、緑化の推進や回遊性、利便性に配慮した質の高い公共空間を創造することにより、中心市街地の活性化と地域経済の振興を図ります。
- 市民生活における重要な移動手段である地域交通の利便性を確保していくため、今後も交通事業者と連携していくとともに、市民一人ひとりがその価値を再認識し、地域ぐるみで支えていく取組を推進します。また、道路交通については、狭あいな道路の拡幅や、計画的な修繕などにより、安全で円滑な交通を確保します。
- これからも安全でおいしい水道水を供給するため、水質管理体制を強化します。また、美しい川や海、快適な生活環境を保持するため、下水道の計画的な整備を進めます。水道、下水道ともに、多くの施設や管路が老朽化しているため、これらの適切な維持管理、また、長寿命化や耐震化のための対策を進めます。

主な施策

- ・ 計画的な土地利用の推進
- ・ 快適に暮らせる住環境の形成
- ・ 緑化の推進と公園の整備・管理
- ・ 誰もが移動しやすい交通環境づくり
- ・ 円滑な道路交通の確保
- ・ 道路、橋の管理
- ・ 安心でおいしい水道水の安定供給
- ・ 計画的で効率的な下水道の整備

●方向性（6）市民と行政が連携したまちづくり

（政策分野）市民自治・地域経営

<推進する取組>

- 地域コミュニティ組織の活動を強化し、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを進めます。また、市民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、さまざまな主体が協働してまちづくりを行うための取組を推進します。
- より市民ニーズに合った公共サービスを提供するため、市民の力の積極的活用を進めます。さまざまな分野における市民活動の活発化と市民活動団体間の交流、連携を促し、より豊かなまちづくりの実現を目指します。
- まちづくりやまちの魅力を伝える情報を的確に発信するとともに、市民が容易に情報入手し、活用できる環境を整えます。地域の魅力を市内外にわかりやすく伝え、人々の交流や定住につなげます。
- 行財政改革の推進や規律ある財政運営などを行い、自立した行財政運営を推進します。
- 一人ひとりが直面する課題について主体的に考えて行動し、市民の最良のパートナーとなる職員の育成に取り組みます。
- 県西地域のほか、多様な枠組みによる自治体間連携を推進し、地域課題の解決に取り組みます。

主な施策

- ・地域資源を生かした協働の推進
- ・地域コミュニティ組織の進化
- ・市民活動の支援
- ・情報の発信と提供
- ・行財政改革の推進
- ・公共施設の最適化
- ・人材の確保・育成
- ・県西地域における広域連携の推進
- ・多様な枠組みによる自治体間連携の推進

第3章 新市の重点的な取組

1 新市の重点的施策

(1) 重点的施策の考え方

新市が将来にわたり持続可能な基礎自治体となるためには、両市が総合計画を基に進めてきた重点課題への取組の継続や、将来を見据えた計画的なまちづくりが求められます。そのため特に力点を置くべき分野への集中的な取組の展開と、重点的施策の全市一体的な推進が求められます。地域の持つさまざまな特性が最大限に発揮され、相乗効果と相互補完を生み出す施策を進めることで、新たな活気と魅力あふれる、住みよいまちの実現を目指します。

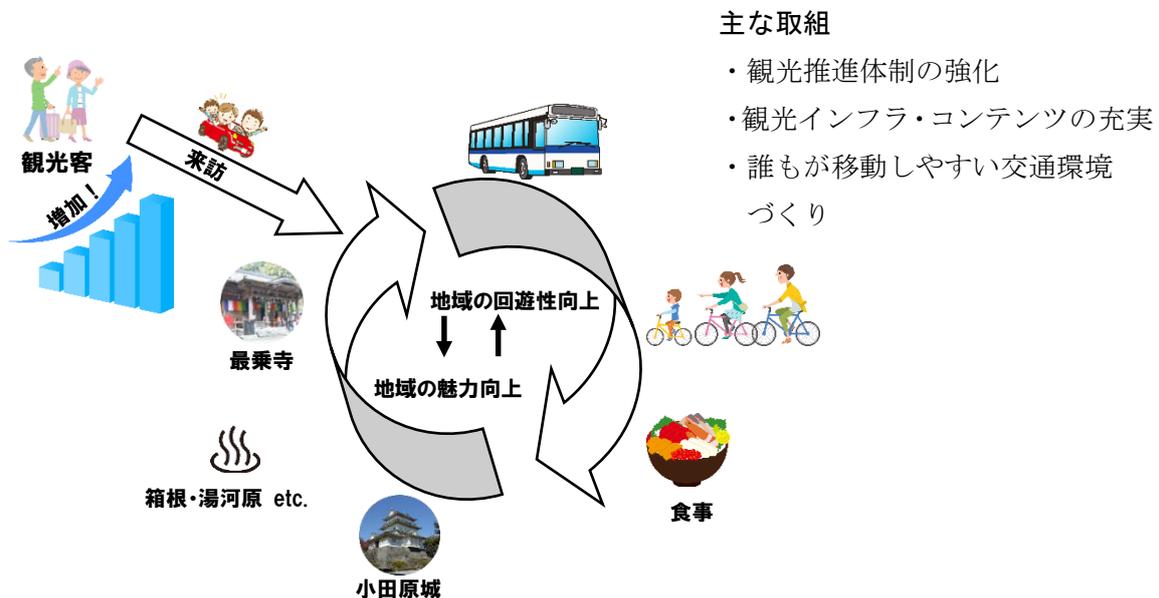
新市が目指すまちづくりの具体的な方向性や施策は、計画の体系に示すとおりですが、一体的な取組の推進にあたっては、両市がそれぞれ進めてきた取組を相互に連携させ、より広域的で横断的なものとすることや、人と人、地域と地域との積極的な交流を促すことが大切です。

そこで、以下の取組を新市における重点的施策として定め、推進することにより、これまで以上に効率的で効果的な行政運営を実現します。

(2) 重点的施策

○回遊性向上による地域観光の活性化

両市にはさまざまな魅力ある観光地やイベントが数多くあり、多くの観光客が両市を訪れています。そこで、両市を象徴する観光資源を連携させるとともに、一体的な情報の発信に努めます。また、地域間の交流や連携を支えるインフラの整備や交通ネットワークを構築し、地域の回遊性を向上させ、国内外からの更なる交流人口の拡大に向けた、より魅力的で多彩な観光まちづくりを推進します。



○連携と交流の促進による地域産業の活性化

両市には多くの農林水産物や工芸品などの地場産品があり、まちを象徴する特色の一つとなっています。それぞれの地域が持つ強みや特徴、ブランド力を一体的に取り扱い、PRをするとともに、地域間交流や情報発信機能を備えた施設を中心に、地場産品の直売を通じた生産者と消費者、他地域との交流の促進により、新たなコラボレーションの創発や需要の拡大を目指します。

また、駅前開発や工業団地など、両市が持つ特性を生かした土地利用を推進することにより、新たな雇用の場を生み出すほか、質の高い産業基盤を整備します。



主な取組

- ・多様な企業誘致と操業支援
- ・伝統的な地場産業の支援と育成
- ・新たなブランドの育成
- ・中心市街地のにぎわいづくり
- ・農業経営基盤の整備
- ・林業・木材産業の振興
- ・交流による小田原漁港周辺の活性化支援

○自然環境の保全と防災体制の強化

両市に備わる豊かな自然環境の一体的な保全、再生を進め、自然環境の地域資源としての価値と魅力を維持、向上させると同時に、より広域的な視点で、洪水や土砂災害を防ぐ急傾斜地対策や河川改修などの対策を推進することにより、防災体制の強化を目指します。



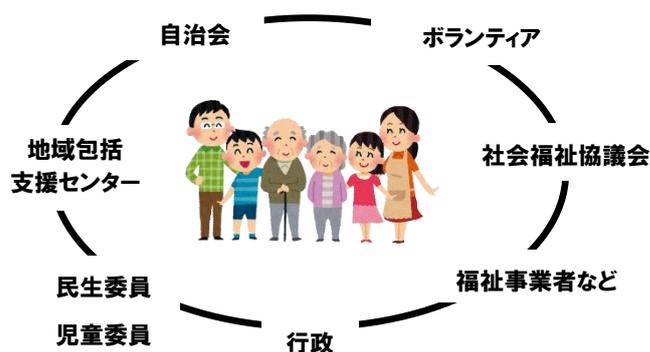
主な取組

- ・森里川海がひとつらなりの特徴を生かした、多様な主体の連携による自然環境の保全と再生
- ・森里川海オールインワンの環境先進都市としての地域ブランドの確立
- ・緑化の推進と公園の整備・管理
- ・災害時即応体制の強化
- ・地域防災力の強化
- ・災害被害軽減化の推進

○地域福祉の増進

年々複雑化、多様化する地域福祉の課題に対応するため、支援を必要としているあらゆる住民を、地域が一体となって支えるケアタウン構想の推進や、障がい者などのニーズに対応した相談の場や情報提供の充実、生きがいつくりや社会参加の促進など、地域の一員として生活する市民の安心感の醸成を図り、地域福祉の増進を目指します。

また、地域福祉において重要な役割を担う地域のつながりや支え合いを深める取組を進め、地域における主体的なまちづくりや課題解決を促します。

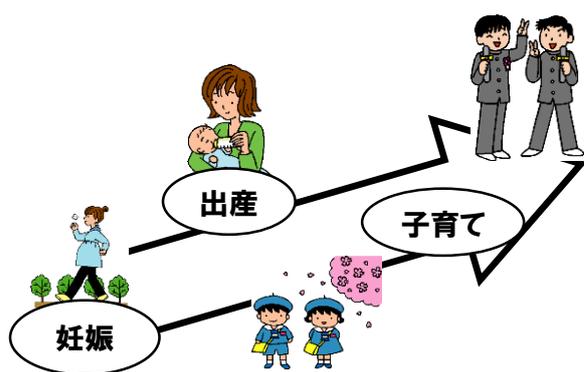


主な取組

- ・地域包括ケア体制づくりとケアタウン構想の推進
- ・高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進
- ・相談の場や情報提供の充実
- ・地域コミュニティ組織の強化

○子育て支援の充実

妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制の整備や保育の受け皿の拡充などにより、安心して子育てができる環境を整えるとともに、中学校卒業までの医療費助成など、子育て家庭への負担軽減を図り、子育て環境の充実を目指します。



切れ目のない子育て支援

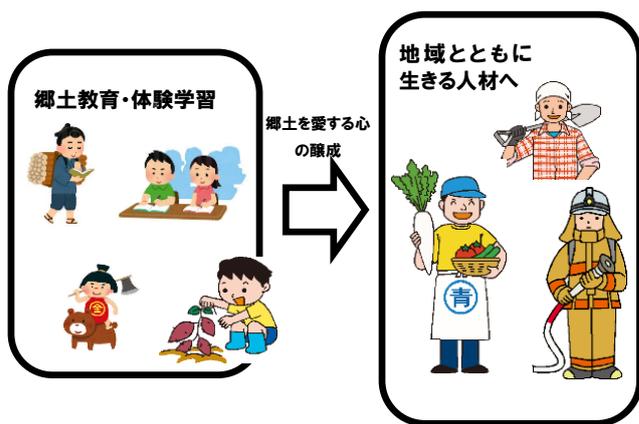
主な取組

- ・妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制の整備
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・幼児期の教育・保育環境の整備
- ・母子保健・医療費助成の充実

○地域とともに生きる人材を育てる

郷土教育や体験学習などを通じて、両市の歴史や文化、自然、食材などに触れることができる機会を充実させることにより、新市への理解と、郷土を愛する心の醸成を目指します。

また、さまざまな分野での市民主体による地域間、世代間交流を促し、地域ぐるみで、次代を担う人の地域社会の一員としての成長を支えることにより、地域に貢献し、地域とともに生きる人材を育てます。



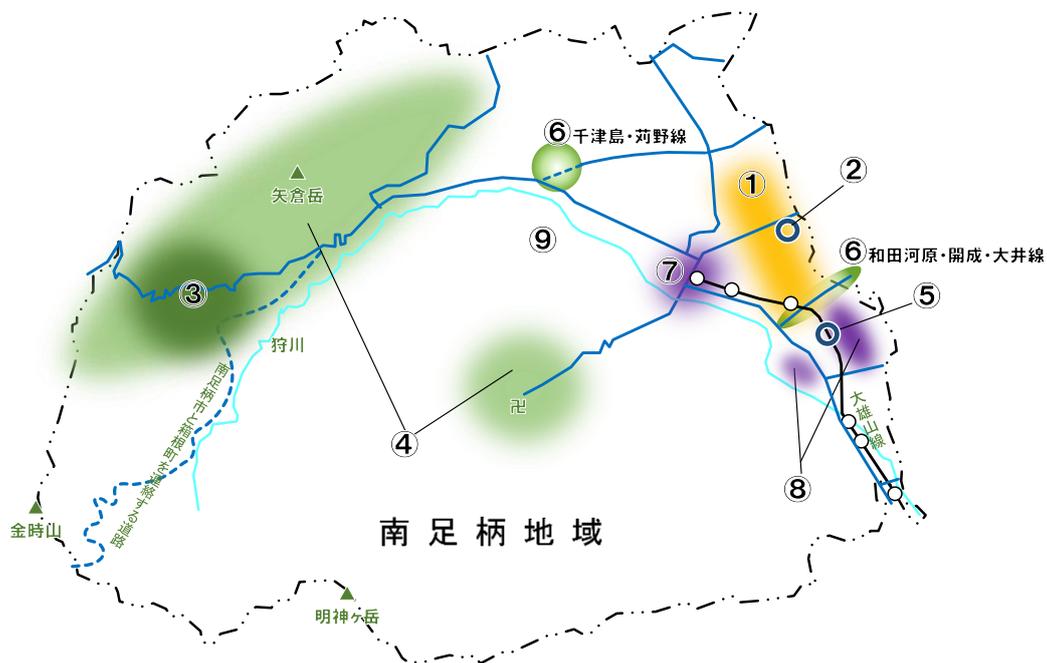
主な取組

- ・地域資源を生かしたさまざまな世代の学びの場づくり
- ・子どもの多様な居場所の連携と進化
- ・体験・交流学习の充実
- ・郷土についての学びの推進
- ・地域の良さを生かした教育の推進
- ・地域とともにある学校づくりの推進
- ・地域コミュニティ組織の強化
- ・市民活動の支援
- ・スクールコミュニティの形成
- ・安全・安心な農作物の安定供給

2 南足柄地域のまちづくり

(1) 南足柄地域のまちづくり方針

南足柄地域のまちづくりにあたっては、南足柄市第五次総合計画を基本的に継承するという考えに立ち、南足柄市都市マスタープラン等も踏まえ、これまでの歴史の中で培ってきた伝統や文化、自然環境などを守り、生かしたまちづくりを継続、推進します。地域の特性を生かした合理的な土地利用を進め、魅力ある地域づくりの方針を継続することにより、新市の均衡ある発展を目指します。



南足柄地域での主な取組

- ① 足柄産業集積ビレッジ構想の推進（竹松・壺下地区への企業誘致）
- ② （仮称）道の駅金太郎のふるりの整備
- ③ 地藏堂地区活性化計画の推進
- ④ 北足柄地区、最乗寺周辺地域の観光の推進
- ⑤ 大雄山線新駅の検討
- ⑥ 都市計画道路の整備推進（千津島・荻野線、和田河原・開成・大井線）
- ⑦ 大雄山駅前の活性化
- ⑧ 市街化調整区域の住居系土地利用の検討（和田河原・塚原地区、生駒地区）
- ⑨ 災害時の広域的な後方応援体制の構築（地域内の公共施設）

(2) 市民が主役のまちづくり体制

合併により市域が広大化するとともに、南足柄地域が新市の一部となることによって起こるさまざまな変化や不安を、新市がいち早く把握し、対応するためには、市民と行政との協働や、市民自らの活動により、地域の声を行政に届けることのできる体制づくりが必要となります。

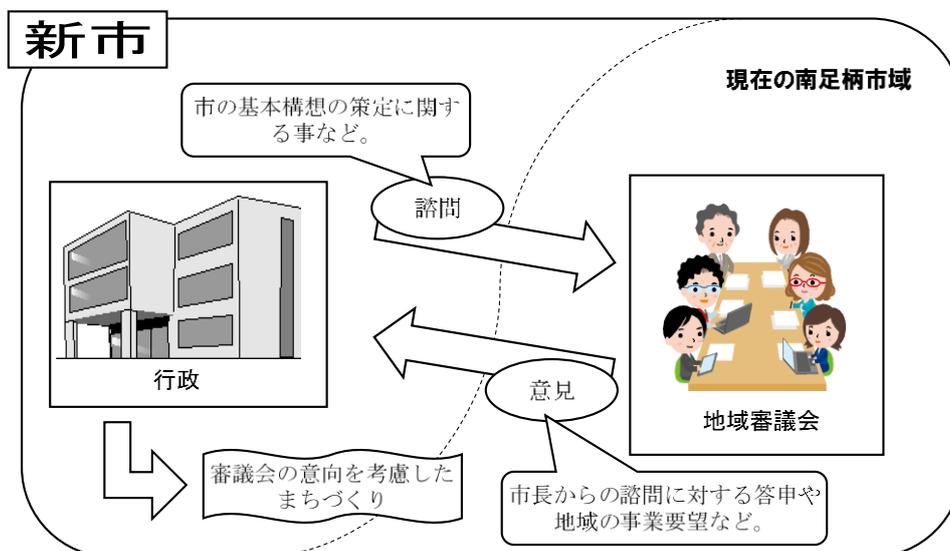
そこで、新市における新たなまちづくりの仕組みとして、住民と行政の連携を強化するとともに、地域の振興策を審議し、新市の運営に意見を述べることができる「地域審議会」制度を、市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき導入します。

(3) 地域審議会の概要

地域審議会とは、合併により生じ得る行政・地域間の連絡調整に係る懸念や課題の解消を図ることを目的として、合併市町村基本計画の執行状況など新市の運営に関し、地域住民の立場から意見を述べる新市の附属機関です。市長の諮問に応じて審議するほか、区域に係る事務のうち、審議会が必要と認める事項に対しても審議し、市長に意見を述べることができます。地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関して必要な事項については、両市の協議により定められます。

目的	合併により生じ得る行政・地域間の連絡調整に係る懸念や課題の解消を図ること
設置区域	現在の南足柄市全域
権限	区域に係る事務に関し、市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき市長に意見を述べる

地域審議会のイメージ



第4章 新市における県事業の促進

1 神奈川県に期待する役割

新市には、県西部の中心的な都市として、引き続き圏域の一体的な発展をけん引していく役割があります。

新市がこうした役割を十分に担うことができるよう、県には新市の一体化の促進と均衡ある発展に資する事業の積極的な実施とともに、合併に要する経費等に対する財政的な支援などを行う役割が期待されます。

また、新市が中核市に移行することを想定して、両市は県から市への事務移管が円滑に行われるよう県に対して協力を求めるとともに、必要に応じて財政的・人的支援を要請します。

2 県事業の促進

新市の地域は、神奈川県総合計画「かながわグランドデザイン」において、丹沢、箱根、酒匂川流域を一体としてとらえた「県西地域圏」に位置します。富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然を背景に、歴史や文化などの地域資源に恵まれ、一体的な生活圏を形成してきた地域であることを踏まえ、国内外から来訪する多くの人々の多様なニーズに応えるとともに、地域の特色を活かしたさまざまな生産活動が営まれ、職・住・遊が一体となって豊かな暮らしを実感できる、活力と魅力あふれる地域づくりをすることとされています。

この地域圏において、交流・連携の推進とそれを支える道路網などの整備、地域資源を生かした観光振興と地域に根づいた産業の振興、地震などの自然災害に備えた災害に強いまちづくり、水源地域を支える環境保全対策の推進など、県による取組の積極的な推進を求めています。また、県はこの地域圏において、「未病の改善」をキーワードに、県西地域活性化プロジェクトを推進しており、その推進にあたって新市では、県、町、団体、企業、地域と連携、協力して取り組んでいきます。

3 新市において県に期待する主な事業

(1) 交流・連携の推進とそれを支える道路網などの整備

ア 道路網などの基盤整備と生活環境や生産基盤の整備

- 道路施設の適正な維持管理
 - ・橋りょうの修繕・補強
- 自動車専用道路網の整備
 - ・西湘バイパス延伸計画の促進
- 交流幹線道路網の整備
 - ・(都)城山多古線、(都)穴部国府津線の整備、県道709号(中井羽根尾)などの整備
- 安全で快適なみち空間の形成
 - ・県道731号(矢倉沢仙石原)(南足柄市と箱根町を連絡する道路)の整備

イ 自然と都市が調和した居住環境の整備

- 下水道整備の推進
 - ・海匂川流域下水道の整備(箱根小田原幹線)
- 海岸地域の活性化
 - ・かながわシープロジェクトの推進(※1)

(2) 地域資源を生かした観光振興と地域に根づいた産業の振興

ア 産業集積の促進

- 企業誘致の促進

イ 豊かな地域資源を生かした観光・産業の振興

- 新しい観光魅力づくり
- 地域資源を生かした地域の活性化
- 県西地域活性化プロジェクトの推進(※2)

ウ 地域に根ざした農林水産業の振興

- 生産基盤の整備の推進
 - ・ほ場の整備(内山地区)
 - ・農道の整備(広域農道小田原湯河原線、早川石橋地区)
 - ・漁港の整備(小田原漁港)

※1 「海」をキーワードとしたあらゆる魅力をパッケージにして発信していくプロジェクト。

※2 県西地域の食や自然、温泉などの多彩な地域資源を生かし、「未病の改善」をキーワードに、住む人や訪れる人の健康長寿をめざすとともに、地域の魅力を高めて新たな活力を生み出すプロジェクト。

(3) 地震などの自然災害に備えた災害に強いまちづくり

ア 河川・海岸の防災対策や土砂災害対策などの推進

○治水対策の推進

- ・護岸の整備（山王川、森戸川など）
- ・酒匂川の一体的な治水対策

○海岸保全施設などの整備

○土砂災害防止施設などの整備

- ・砂防施設の整備
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備

イ 災害時の道路確保体制の強化

○緊急輸送道路などの整備

- ・橋りょうの耐震補強

○災害時の道路確保体制の強化

ウ 神奈川県西部地震などに備えた研究の推進

○地震などに関する観測・調査研究の推進

○火山災害対策の強化

(4) 水源地域を支える環境保全対策の推進

ア 豊かな自然環境の保全・再生

○地域の特性を生かした多彩な森林づくり

- ・治山施設の整備

○水源の森林づくりの推進

○里地里山の保全・活用

○酒匂川の総合土砂管理

- ・酒匂川中下流域の堆積土砂の移動

イ 良好な生活環境の保全

○野生鳥獣の保護管理の推進

第5章 新市における公共施設の配置の考え方

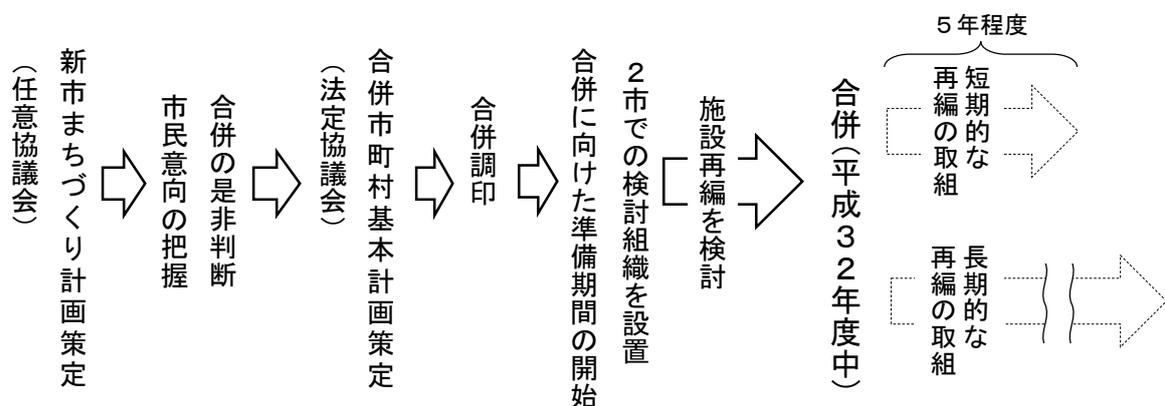
合併後の新市全体を見た場合、機能が同一、重複し、余剰となる公共施設が生じる可能性があります。

そのため、新市における公共施設の配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する事を第一義として、地域の特性や配置バランス、将来人口、更には後年度の財政負担等を考慮しながら検討を進めていくことを基本的な考え方とします。

これまで両市においては、高度経済成長期から安定成長期にかけて、人口の増加や行政需要の拡大に対応し、文化施設やスポーツ施設など、多くの公共施設をいわゆる「フルセット方式」で整備してきました。しかし、それらの公共施設が一斉に老朽化し、大規模な建替を必要とする時期を迎えているとともに、少子高齢化等の社会環境の変遷に伴う利用者ニーズの変化等により、既存の公共施設の機能や配置と市民ニーズとの間にずれが生じてきています。また、今後の人口減少や、人口構成の変化により、市税収入の減少など厳しい財政運営が続くことも予測されており、これらの施設を現在のまま維持していくことは困難であることから、両市ともに公共施設のあり方を見直すことが大きな課題となっています。

こうした課題認識のもと、仮に合併が是とされた場合、両市が進めている再配置の検討を一本化し、新市における公共施設再編にかかる検討を開始するとともに、再編の方針を取りまとめ、短期的な再編の対象とされた施設については、合併後の5年間程度を目途に再編を目指します。

なお、新市の庁舎は小田原市庁舎を活用し、南足柄市庁舎は分庁舎として活用し、適切な職員配置や電算処理システムによるネットワーク化など、必要な機能の整備を図ることで、住民サービスの低下を招かないように十分配慮するものとします。



第6章 新市の財政推計

新市の財政推計は、平成 32 年度中の合併を想定し、合併年度及びこれに続く 10 年間について、一般会計の財政状況を推計するものです。作成にあたっては、第 1 章に示した両市それぞれの財政推計における歳入歳出差額の合計額をベースとして、合併に伴うシステム統合などの一時的な経費を見込むとともに、人員削減等による歳出削減や国の財政支援措置等の歳入増加の効果額を算入しています。

1 合併による効果の考え方

(1) 合併により見込まれる歳入効果

○普通交付税の算定の特例（合併算定替）

普通交付税は、自治体の財源不足額に応じて配分され、一般に合併の場合には、経費総額節減により財政収支が上向くため、交付税額は減少すると考えられています。しかし、合併による経費節減効果は、合併後直ちに現れるものばかりではないことから、合併後の一定期間は、合併前の自治体が別々に存在するものとみなして計算した交付税額の合計を下回らないよう配慮する特例措置が適用されます。

この普通交付税の算定の特例（合併算定替）は、合併後 5 年間は両市が存在するものとみなし積算される額の合算額が、また、その後の 5 年間は段階的に減額して措置されますので、平成 41 年度までの合併後の 10 年間において、これを歳入効果額として算入しています。

○合併移行経費に対する特別交付税措置

合併に際しては、速やかに一体性を確立するために実施される電算システムの統合経費等に対して特別交付税が措置されることから、その制度を適用することを想定して、対象となる経費の 50%相当額を歳入効果額として算入しています。

(2) 合併により見込まれる歳出効果

○合併移行経費

合併後、速やかに一体性を確立するために必要な電算システムの統合経費等を、合併に必要な初期投資として歳出額に算入しています。

○人件費の削減効果

合併後 5 年間で 120 人の職員の削減を見込み、相当する人件費を歳出効果額として算入しています。

○事務事業の統合等による効果

2 市で協議したそれぞれの事務事業の実施方針に基づいて、その調整により生じた個々の事務事業の歳出増減額を積み上げた額を歳出効果額として算入しています。

2 新市の財政推計

(1) 両市の累積収支の見通し

両市それぞれの財政推計による累積収支を合算すると、平成42年度には約304億円の累積の収支不足が見込まれます。また、両市が行政改革の目標として掲げる行革効果額を達成した場合には、平成42年度までに約197億円の累積の効果が見込まれます。しかし、この目標を達成してもなお、約107億円の収支不足が見込まれています。

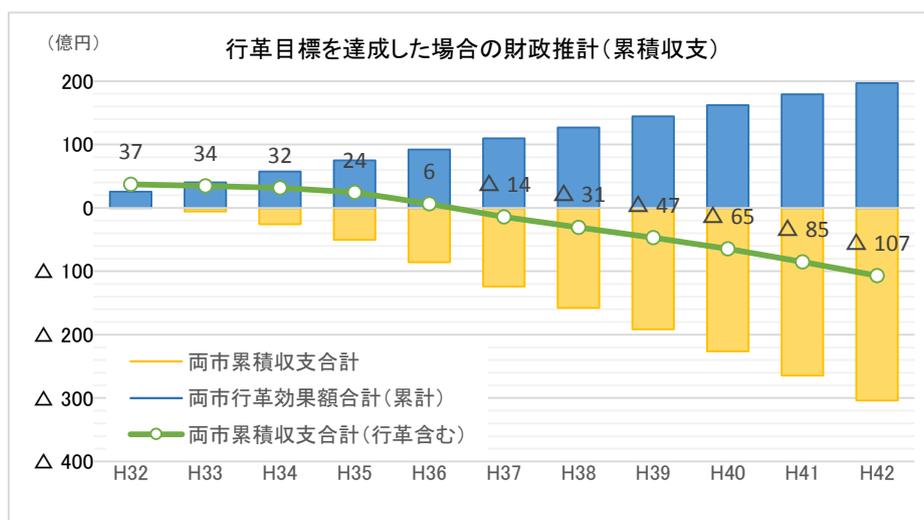
【両市の累積収支の見通し(行革効果を含む)】

(単位:億円)

項目	H32	H33	H34	H35	H36	H37
両市累積収支合計	11.6	△ 5.6	△ 25.8	△ 50.5	△ 85.9	△ 123.9
小田原市累積収支(再掲)	13.0	0.5	△ 13.8	△ 31.3	△ 57.5	△ 85.0
南足柄市累積収支(再掲)	△ 1.4	△ 6.1	△ 12.0	△ 19.2	△ 28.4	△ 38.9
両市行革効果額合計(累計)	25.5	40.0	57.4	74.8	92.2	109.6
小田原市行革効果額(累計)(再掲)	17.4	29.0	43.5	58.0	72.5	87.0
南足柄市行革効果額(累計)(再掲)	8.1	11.0	13.9	16.8	19.7	22.6
両市累積収支合計(行革含む)	37.1	34.4	31.6	24.3	6.3	△ 14.3

項目	H38	H39	H40	H41	H42
両市累積収支合計	△ 157.8	△ 191.3	△ 226.4	△ 264.4	△ 303.7
小田原市累積収支(再掲)	△ 107.9	△ 129.1	△ 152.7	△ 177.3	△ 202.2
南足柄市累積収支(再掲)	△ 49.9	△ 62.2	△ 73.7	△ 87.1	△ 101.5
両市行革効果額合計(累積)	127.0	144.4	161.8	179.2	196.6
小田原市行革効果額(累計)(再掲)	101.5	116.0	130.5	145.0	159.5
南足柄市行革効果額(累計)(再掲)	25.5	28.4	31.3	34.2	37.1
両市累積収支合計(行革含む)	△ 30.8	△ 46.9	△ 64.6	△ 85.2	△ 107.1

※両市の累積収支及び行革効果額については、第1章2(5)財政の推計から再掲。



(2) 合併に見込まれる効果

合併による歳入と歳出の効果を見込むと、合併により平成42年度までに約150億円の累積効果が見込まれます。

【合併効果額の見通し】

(単位:億円)

項目	H32	H33	H34	H35	H36	H37
合併効果額合計	△ 1.8	10.6	14.7	15.5	18.0	17.7
歳入効果額小計	3.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.2
合併算定替	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.2
特別交付税措置	3.5					
歳出効果額合計	△ 5.7	10.1	14.2	15.0	17.5	17.5
合併移行経費	△ 14.9					
人件費の削減効果	△ 1.3	△ 0.4	2.7	3.5	6.1	6.1
事務事業の統合等による効果	10.5	10.5	11.5	11.5	11.4	11.4
合併効果額合計(累積)	△ 1.8	8.8	23.5	39.0	57.0	74.7

項目	H38	H39	H40	H41	H42
合併効果額合計	16.8	15.9	15.0	14.0	13.3
歳入効果額小計	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.5	△ 3.5	△ 4.2
合併算定替	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.5	△ 3.5	△ 4.2
特別交付税措置					
歳出効果額合計	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
合併移行経費					
人件費の削減効果	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
事務事業の統合等による効果	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4
合併効果額合計(累積)	91.5	107.4	122.4	136.4	149.7

(3) 新市の累積収支の見通し

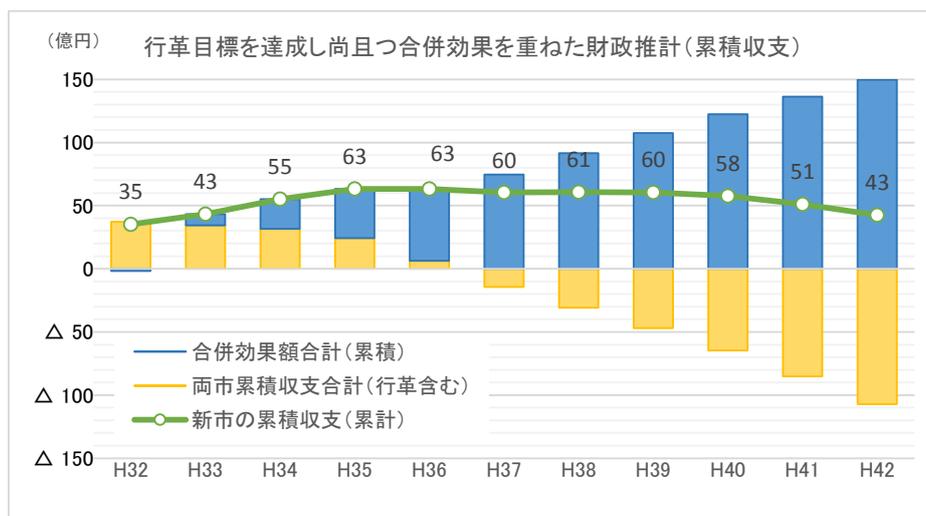
両市の行革効果額を見込んだ累積収支に、合併により見込まれる効果を重ねると、次のとおりです。

【新市の累積収支の見通し】

(単位:億円)

項目	H32	H33	H34	H35	H36	H37
両市累積収支合計(行革含む)	37.1	34.4	31.6	24.3	6.3	△ 14.3
合併効果額合計(累積)	△ 1.8	8.8	23.5	39.0	57.0	74.7
新市の累積収支(累計)	35.3	43.2	55.1	63.3	63.3	60.4

項目	H38	H39	H40	H41	H42
両市累積収支合計(行革含む)	△ 30.8	△ 46.9	△ 64.6	△ 85.2	△ 107.1
合併効果額合計(累積)	91.5	107.4	122.4	136.4	149.7
新市の累積収支(累計)	60.7	60.5	57.8	51.2	42.6



両市合算の累計収支に行革効果額を重ねた場合には、約 107 億円の収支不足が見込まれていましたが、合併後の財政推計では、合併の効果によりその解消が図られています。

第7章 新市のまちづくりの推進にあたって

今後も厳しい社会経済状況が見込まれる中、新市においては、合併による安定した財政基盤のもと、効果的に施策を推進する体制を整備するとともに、長期的な展望と諸施策の優先順位等、全体的なバランスを図りながら、効率的で効果的な行政運営を進めます。その上で、新市が目指す「市民と行政がともに主役となり、新たな活気と魅力あふれる、住み良いまち」を実現するため、以下の点に留意してまちづくりを推進していきます。

1 一体化の推進、均衡ある発展

本計画では、両市がそれぞれの総合計画を基に進めてきたまちづくりを合併によって白紙にするのではなく、尊重しながら融合させ、着実に継続していくことを基本としています。両市の取組を相互に連携させるとともに、多様な自然環境や歴史、文化、伝統などの地域の特性を生かした取組を進めようとするものです。また、重点的施策の全市一体的な取組など、新しい市域全体でのより規模の大きな取組を通して、新市の一体的かつバランスのとれた発展を図っていくこととしています。

編入されることになる南足柄地域のまちづくりについては、地域審議会などの仕組みを通して、市民と行政との信頼関係や協力関係の上に、地域の実情に応じたまちづくりを推進していきます。

そして、すべての市民が、互いに協働の関係を築くことができるよう、人と人、地域と地域との積極的な交流を促し、一体感の醸成を図っていきます。

2 新市ならではの取組の検討

新市における重点的な取組は、これまでの両市の取組を踏まえつつ、合併によるスケールメリットや財政効果を生かすことにより、活気と魅力あふれるまちづくりに資するものとして、第3章にその骨格を示しました。

新市においては、本計画を基に策定する合併市町村基本計画と、新たに策定される総合計画との両輪で、より詳細に、推進体制や財源を伴う具体の施策に展開して、まちづくりを進めていくこととなります。

合併による財政改善効果により、新市のまちづくりの土台となる安定的な財政基盤が確立される見通しが立ったことから、新市の更なる発展のために求められる取組の検討を始めることができるようになります。したがって、合併後に求められる新市としての土地利用の方針や交通インフラの整備、合併したからこそできるより広域的で横断的な取組等については、各分野の関連計画を取りまとめていく中で、市民意向を取り入れながら十分な検討を行い、新市の総合計画等に盛り込んでいくこととします。

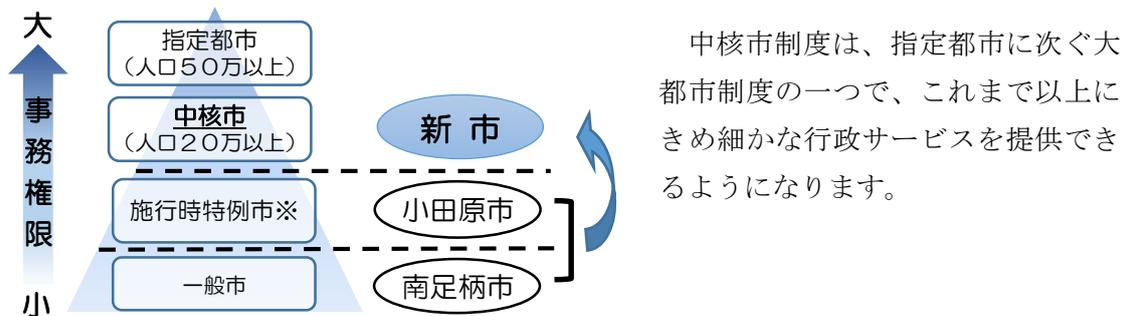
第8章 中核市への移行

基礎自治体を取り巻く諸環境の変化に対し、合併により行財政基盤の強化を実現した新市は、今後更に地域における高い中枢性と広範な自己解決権を備えた総合行政体となることが望まれます。

人口20万を超える新市が中核市に移行することで基礎自治体としての権能が強化されれば、地域課題を自律的に解決し、市民サービスの向上に寄与することが可能となります。そこで新市は、条件が整えば合併後3～5年を目途に中核市への移行を目指すこととします。

なお、中核市への移行については、新市において市民への十分な説明により、理解を深めた上で是非を判断します。

1 中核市制度



中核市制度は、指定都市に次ぐ大都市制度の一つで、これまで以上にきめ細かな行政サービスを提供できるようになります。

※平成27年4月に施行された改正地方自治法により、特例市制度は廃止されました。

人口20万未満であっても平成32年3月31日までは中核市の指定を受けることができます。

中核市への移行により、地域の実情に合わせたサービスの提供など、さまざまな効果が見込まれます。



第9章 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制

広域連携とは、複数の市町村が協力し、行政サービスを提供する取組です。県西地域においては、消防の広域化やスポーツ施設・文化施設の共同利用、斎場の広域的利用などを行い、行政の効率化や住民サービスの向上などに効果を上げています。

国においても、今後は広域連携がますます重要になるとして、より使いやすい連携制度を創設し、それらを活用した連携中枢都市圏構想※を進めています。

※連携中枢都市圏構想

相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするもの。現時点では、両市及び合併後の新市も拠点となる中枢都市の要件を満たしていないため、構想の対象とならない。

1 新たな広域連携体制

県西地域において新市は、合併及び中核市への移行による効果を生かして各町との広域連携を一層強化し、引き続き連携の中心として圏域をけん引していきます。そして、連携する自治体の双方が人的・財政的に応分の負担をした上で、お互いにメリットがある連携を進めます。

また、中心市と周辺町がより連携を深めて、県西地域の課題に的確に対応するため、連携中枢都市圏構想に類する新たな連携制度の創設を国に要請するとともに、中心市の役割に対する支援を県に求めています。



○今後想定される広域連携の例

- ・ 自然環境の保護や鳥獣被害対策等に係る事務
- ・ 災害対策等に係る事務
- ・ 交通インフラの維持強化に係る事務
- ・ 観光の振興に係る事務
- ・ 新たな産業の創出に係る事務
- ・ 施設整備等の財政的負担が大きく、単独市町村では事実上対応が困難な事務
- ・ 年間の処理件数が少ないもしくは事務の発生時期が数年に一度など頻度の少ない事務など